

平成 17 年 第 2 回

高森町議会 6 月定例会会議録

平成 17 年 6 月 15 日 開会

平成 17 年 6 月 21 日 閉会



高 森 町 議 会

6 月 1 5 日 (水)

(第 1 日)

平成17年第2回高森町議会定例会（第1号）

平成17年6月15日
午前10時03分開会
於 議 場

1. 議事日程

町長あいさつ

開会（開議）宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名について

5 番 甲斐 直三君

6 番 野中 謙三君

日程第 2 会期の決定について

(1) 会 期（7日間）

自 平成17年6月15日

至 平成17年6月21日

(2) 会期及び審議の予定

月 日	会議の種類	備 考
6月15日（水）	本会議	提案・説明
6月16日（木）	本会議	質疑・付託・各委員会
6月17日（金）	休 会	
6月18日（土）	〃	休 日
6月19日（日）	〃	休 日
6月20日（月）	本会議	一般質問
6月21日（火）	本会議	委員長報告・討論・採決

日程第 3 報告第 1号 繰越明許費に係る繰越計算書の報告について
(平成16年度高森町一般会計)

日程第 4 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて
(高森町税条例の一部を改正する条例)

日程第 5 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて
(平成16年度高森町一般会計補正予算)

- 日程第 6 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 7 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 8 同意第 2 号 高森町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 9 議案第 3 1 号 高森町法定外公共物管理条例の制定について
- 日程第 10 議案第 3 2 号 高森町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 3 3 号 平成 17 年度高森町一般会計補正予算について
- 日程第 12 議案第 3 4 号 平成 17 年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算について

2. 出席議員は次のとおりである。(14名)

- | | | | |
|------|----------|------|----------|
| 1 番 | 宇藤 敬 君 | 2 番 | 白石 博 昭 君 |
| 3 番 | 山室 克 尋 君 | 4 番 | 山村 將 護 君 |
| 5 番 | 甲斐 直 三 君 | 6 番 | 野中 謙 三 君 |
| 7 番 | 本田 生 一 君 | 8 番 | 甲斐 廣 國 君 |
| 9 番 | 後藤 和 昭 君 | 10 番 | 甲斐 正 一 君 |
| 11 番 | 相馬 俊 行 君 | 12 番 | 三森 義 高 君 |
| 13 番 | 佐伯 金 也 君 | 14 番 | 後藤 英 範 君 |

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名(22名)

- | | | | |
|---------|----------|----------|----------|
| 町 長 | 藤本 正 一 君 | 助 役 | 阿南 哲 也 君 |
| 収 入 役 | 芹口 誓 彰 君 | 教 育 長 | 渡辺 哲 郎 君 |
| 総 務 課 長 | 岩下 健 治 君 | 企画財政課長 | 村上 源 喜 君 |
| 商工観光課長 | 岩下 昭 久 君 | 住民生活課長 | 瀬井 公吉郎 君 |
| 保健福祉課長 | 佐伯 秀 和 君 | 税 務 課 長 | 二子石 衛 君 |
| 農林振興課長 | 岩下 光 広 君 | 建 設 課 長 | 色見 隆 夫 君 |
| 水資源対策課長 | 後藤 秀 希 君 | 高森中央出張所長 | 田上 真 一 君 |

草部出張所長	岩 下 生 人 君	野尻出張所長	桐 原 一 紀 君
収入役室長	佐 伯 実 範 君	教育委員会事務局長	廣 木 富 八 君
オーガニックアグリ センター長	杉 田 則 秋 君	企画財政審議員	甲 斐 敏 文 君
総務課長補佐	古 澤 建 生 君	企画財政課長補佐	後 藤 正 三 君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	長 尾 和 博 君	議会事務局次長	古 庄 良 一 君
--------	-----------	---------	-----------

開会 午前10時03分

-----○-----

○議長（相馬俊行君） おはようございます。

開会前に、本年4月15日付けで新規採用された職員の自己紹介の申し出が
っておりますので、自己紹介をしていただきます。自己紹介を行ってください。

○職員（野尻典男君） おはようございます。4月15日付けで総務課の方で勤務する
ことになりました野尻典男です。高森町のために、また町民のお役に立てるように
一生懸命努力したいと思いますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長（相馬俊行君） 新規採用職員の野尻君には町発展のため、精一杯がんばられる
ことを期待いたします。それでは、退場してください。

次に、本年4月1日付けで新たに管理職になられた企画財政審議員の甲斐敏文
君、並びに企画財政課長補佐として新たに議会に出席することになった後藤正三君
に自己紹介をお願いします。順番に自席からお願いをいたします。甲斐敏文君。

○企画財政審議員（甲斐敏文君） おはようございます。4月1日付けで企画財政審議
員という辞令交付を受けました。審議員ということで、町長の特命事項を処理する
こととなりますが、その特命事項と申しますのが、刑務所を含む企業誘致活動の推
進と公の施設の管理施策の充実ということになっております。刑務所の誘致につ
きましては、今後、住民の方々と話し合いを持ちまして、同意を得られるよう努力す
るとともに、用地の確保につきましても、県と協議を進めてまいりたいと思いま
す。議員の方々には大変ご迷惑をおかけすることもあるかと思いますが、今後とも
ご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○企画財政課長補佐（後藤正三君） おはようございます。本年4月1日付けで企画財
政課長補佐を仰せつかりました後藤正三です。本年度もですけれども、これまでもだ
んだん財政が厳しくなっております。財政の厳しい中で、今までもいろいろ工
夫はされてきましたけれども、さらに、厳しい中でもよりよい効果を上げるように
尽力してまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 以上で、新管理職などの自己紹介を終わります。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） 会議に先立ち、町長のごあいさつをお願いいたします。町長
藤本正一君。

○町長（藤本正一君） おはようございます。

本日、平成17年第2回定例会が開かれるに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。議員の皆様方には、公私共ご多忙のところ、ご出席を賜りまして、誠にありがたくお礼を申し上げるところでございます。

まずは、去る4月25日に発生いたしました西日本旅行鉄道株式会社福知山線における列車事故による多くの尊い人命が失われましたことは、誠に痛恨の極みに耐えません。犠牲となられました方々の冥福をお祈りし、そのご遺族に対しましても、衷心よりお悔やみを申し上げるところでもございます。また、負傷された方々に心からお見舞いを申し上げたいと思います。

さて、戦後60年目を迎え、社会経済情勢をはじめ、めざましい動きの中、ますます厳しさを増している今日でございます。少子化、また高齢化社会への対応、情報通信の高度化、さらには環境問題といった流れが大きく変化する中で、取り組んでいかなければならない諸問題が多く町民生活に密着している町政を担う役割として、ますます大きくなっているものと考えておるところでございます。

これまで町議会をはじめ、町民の皆様のご理解とご協力の下、町財政の健全化に取り組んでまいりましたが、三位一体改革により、地方財政を取り巻く環境は大きく変化しており、改めてしっかりした方針を立て、取り組む必要があるかと考えております。

次に、学校統合で4月から高森東小・中学校が新たにスタートを切りました。児童生徒や教職員も新しい歴史文化の創造に気持ちを新たに、新しい学校生活を送っていただいているところでございます。子ども達も学校に慣れ、環境も良いということで、いい評価をいただいているところでもございます。また、今年度から小学校2校、中学校2校の体制になりましたが、明日を担う児童生徒の教育は、一日もゆるがせにできないという認識のもと、私も教育委員会と綿密な協議を重ねながら、よりよい学校教育の環境条件の整備に努めてまいり所存でございます。

今時定例会におきましては、報告1件、承認2件、諮問2件、同意1件、議案4件を、合わせて10件のご審議をお願いするものでございます。諸議案の内容につきましては、後ほど説明させていただきたいと思いますが、何とぞよろしくご審議いただきまして、ご決議を賜りますよう、お願いをいたし、簡単ではございますけれども、今回の招集のあいさつとさせていただきます。よろしくお願いをします。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） どうもありがとうございました。

ただいまから、平成17年第2回高森町議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（相馬俊行君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、5番 甲斐直三君、6番 野中謙三を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（相馬俊行君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

会期の決定につきましては、議会運営委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。議会運営委員長 本田生一君。

○議会運営委員長（本田生一君） おはようございます。7番 本田生一でございます。

会期の報告を申し上げます。

議会運営委員会に付託されておりました平成17年第2回高森町議会定例会の会期につきましては、本日6月15日から6月21日までの7日間と決定しております。以上、報告いたします。

○議長（相馬俊行君） 議会運営委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、会期は、本日6月15日から21日までの7日間と決定しました。

-----○-----

日程第3 報告第1号 繰越明許費に係る繰越計算書の報告について

○議長（相馬俊行君） 日程第3 報告第1号、繰越明許費に係る繰越計算書の報告についてを議題とします。

本件について、報告を求めます。企画財政課長 村上源喜君。

○企画財政課長（村上源喜君） おはようございます。

報告第1号でご提案いたしました繰越明許費に係る繰越計算書の報告について、ご説明を申し上げます。

これは、本年3月、平成16年度高森町一般会計補正予算（第9号）でご承認いただきました繰越明許費の繰越に係る報告であります。

まず、繰越計算書のうち、農業費、経営構造対策事業は、昨年秋の台風により被害を受けました農家に対しまして、国・県・高森町が補助金を交付し、園芸用ハウスの建設を行うものでありますが、先日、事業を完了しております。

次に、公共土木施設災害復旧費は、同じく台風被害によります災害場所復旧のための経費の繰越でありましたが、これにつきましても、事業が完了したところでございます。

以上、2件につきまして、平成17年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令の規定に基づき、議会に報告するものであります。

○議長（相馬俊行君） 本件は、報告事項であります。質問があれば発言を許します。質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質問なしと認めます。

以上で、報告第1号、繰越明許費に係る繰越計算書の報告については終了いたします。

-----○-----

日程第4 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（相馬俊行君） 日程第4 承認第4号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。税務課長 二子石衛君。

○税務課長（二子石衛君） おはようございます。

平成17年3月29日に専決処分をいたしました高森町税条例の一部を改正する条例について、ご説明をいたします。

今回の改正は、現在の経済財政状況を踏まえ、持続的な経済社会の活性化を実現するためのあるべき税制の構築に向けた改革の一環として、定率減税の縮減、非課税等特別措置の整理合理化等を行うことを主として、地方税法の一部が改正され、平成17年4月1日から施行されるため、高森町税条例の一部を改正したものであります。

改正の詳細につきましては、高森町税条例の一部を改正する比較対照表のとおりですが、改正の主な内容についてご説明をいたします。

町民税関係でございますが、年齢65歳以上の者のうち、前年の合計所得金額が125万円以下の者に対する個人町民税の非課税措置を廃止し、平成18年度以降の個人町民税から適用をいたします。

経過措置といたしまして、平成17年1月1日において、満65歳に達していた者で、前年の合計所得が125万円以下の場合は、平成18年度の所得割、均等割の税額の3分の2を減額、平成19年度分につきましては、所得割及び均等割の税額の3分の1を減額する措置を設けております。

次に、給与支払報告書の提出対象者の範囲が見直されました。毎年1年に1回、1月1日現在で提出されていたんですけども、今回、見直しが行われまして、年の中途に退職した方、給料支払額が30万円以下の方を除きまして、提出をしていただくということになっております。これは、平成18年1月1日以後の中途退職者から適用することとしております。

附則第8条関係でございますが、肉用牛の販売により事業所得に係る所得割の課税の特例が平成21年度までに延長されております。その他、地方税法の改正に伴う引用文の改正、比例条文の改正等、所要の改正が行われ、施行日は平成17年4月1日となっております。

以上、主な内容についてご説明をいたしました。ご審議の上、速やかなご承認をお願いし、説明を終わります。

○議長（相馬俊行君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

これから、承認第4号についてを採決いたします。

本件について、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、承認第4号、専決処分の承認を求めることについては、これを承認することに決定しました。

-----○-----

日程第5 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（相馬俊行君） 日程第5 承認第5号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 承認第5号で報告いたします平成16年度高森町一般会計補正予算について、ご説明を申し上げます。

専決いたしました内容は、3月議会終了後に決定いたしました地方譲与税、地方交付税などの最終調整及び基金積立金等の歳出の調整であります。今回の補正額は1億3,957万9,000円の追加であり、これを現予算に合算いたしますと、4億7,131万5,000円となります。

次に、7ページの第2表、地方債の変更につきましては、最終確定となった限度額の調整であります。

以下に歳入の主なものについて申し上げます。国から交付されます地方譲与税の利子割交付金等などは、確定された額による調整であります。また、地方交付税の増額補正は、特別交付税に係るものです。

13ページに、国庫補助金、県補助金につきましては、最終確定により計上いたしましたものであります。また、諸収入につきましては、熊本県市町村振興協会からの市町村交付金であります。

14ページに、町債につきましては、中心市街地活性化事業、道路整備事業などの起債額決定による補正であります。これにより、平成16年度債務借入金額は借換分1億3,590万円を含め総額で8億370万円となりました。なお、この借入額のうち、臨時財政対策債、過疎債、辺地債、災害復旧債、減税補填債、財源対策債の合計は5億6,130万円となります。普通交付税にそれぞれ50%から100%を算入されることとなります。

次に、歳出予算についてご説明を申し上げます。15ページの地域づくり対策事業費は、中心市街地活性化事業の起債額の変更による財源の組み替えであります。

16ページの道路新設改良費、学校建築費、公共土木災害復旧費においては、起債額の変更による財源の組み替えを行っております。

17ページの公債費は、平成13年度許可されました合併処理浄化槽設置事業分で、国の補正予算に伴う補助金の交付により繰上償還を行ったものです。基金費につきましては、年度額の調整のため財政調整基金の積立を行います。この積立を行うことによりまして、平成16年度末の現在高は4億9,172万5,000円となり、将来の財政健全化のための財源として、有効活用を図るものであります。また、今後とも経済情勢の著しい変動によります税の減収や、自然災害等不時の出費増などに対応するものとし、中長期的視野での財政運営の安定を図る上から、積極的な基金の積立を行うものとしております。

以上、専決いたしました主な内容について申し上げましたが、ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしく願いをいたし、説明を終わります。

○議長（相馬俊行君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 私もしばらく勉強しておりませんでしたので、財政的などところで、課長さんにご質問させていただきたいのですが、今回歳入で、地方交付税が増額されておる分と、町債を起こした分が、財政調整基金の方に1億4,000万円入れられるということになるんだと思います。しかし、町債を起こして、というやり方がいいものかどうか。できれば、地方交付税で既定額よりも余分に来た分については余分にいただいたからということで、最初は、財調基金の方に入れて、それを翌年度に財政調整基金からほかの事業の不足した分について補うというのは、よろしいと思うのですが、この町債からということになってくると、ちょっとニュアンスが違ってくるような気がするんです。そのとらえ方について、ちょっとお教えいただきたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 企画財政課長 村上源喜君。

○企画財政課長（村上源喜君） 今回の補正で、確におっしゃいますように、地方債の借入が5,140万円ということで、かなり大きな部分がございます。これにつきましては、3月の最終補正等でも不要な分を積み立てると措置しております。しかし、この起債につきましては、その事業に完全に充当して処理しておりますので、見かけ上は地方債が最後に決定した額そのままというふうになりますけれども、実質は最終補正で余剰金が出た分を財政調整基金に積み立てたとご理解いただきたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 一般会計に置き換えれば、金融機関から年利3%でお金を借りて、0.1%の貯金をするというようなやり方にとらえ方としては今回はなるわけですね。町債を起こして、町債の方と地方交付税の方の余分に来た分を一緒に足して財政調整基金に入れるということよりも、町債をそのまま使わなかったら、その分減額して町債を起こすのをやめた方が財政的には利息等についても問題がないように私は考えております。現状は、正式に確定じゃないといわれているけれども、3月の定例議会でも財政調整基金の取り扱いについては、質問させていただいたんですけども、便利のいいヘソクリだと思ってもらっちゃちょっと困るんですね。ですから、財調基金にこういうふうにして入れておいて、翌年さんざん事業が

ある時に、財調基金を迂回するような形で、今回は取り扱っているようなニュアンスが私にはするんですね。ですから、あえて町債を起こしてまでその財調基金の方に積立をするべきなのか、要するに、町債を起こす時も無利子ではないわけですね。やっぱりある程度の金利は納めるわけです。財調基金と言っても、基金は定期で入れようが、一般預金で金融機関に預けようが、利息というのは、もう1%を割っているわけですね。そういうことで、5,000万円からのお金を年利3%で借りた時の利息とそれと地方交付税の6,000万円余分なお金を足した分とでやっていけば、支払利息に無駄が出てくるようなやり方のように思えるんです。その辺のことから、財政調整基金をドラえもののポケットみたいにとらえるやり方というのは私はおかしいような気がするわけですが、その点については、いかがお考えでございますか。

○議長（相馬俊行君） 企画財政課長 村上源喜君。

○企画財政課長（村上源喜君） 私の先ほどの答弁はちょっと質問の内容と違っていたような気がいたします。今、議員がおっしゃるのは、地方債を高い率で借りて、それも含めて余剰金が出た時に、財調に低い利率で納めるならば、その分については、地方債の発行はしない方がいいんじゃないかというようなご主旨だと思います。確かに、おっしゃることはそういうことだと思います。ただ、事務の流れといたしまして、9月、11月に1回内定がまいります。その後、最終的に財源確保を、もしつかない時の場合の対応も考える上から、その間も常にその事業にあわせた起債の変更を、担当としましては、県財務局の方をお願いしておりますが、最終的に決定するのが3月末ということで、その時にはすでに全国の枠配分というのがされておりまして、なかなかその時点で不用分を今議員がおっしゃるように下がったものですから、そこをお断りするということが可能かなという気もいたします。その辺は今後の財政運営にとっても、確かにおっしゃるとおり大事な点でございますので、今後検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 事業で確定するとか、いろんな不安材料があるからということでそうされているのだととらえますけれども、じゃあ、その地方債は財政調整基金ではなくて、減債基金の方に入れておいたらいいんじゃないですか。減債基金と財政調整基金をそれぞれ分けていれておけばこういう問題は生じないと思うんです。財政調整基金に入れておけば、また何かいろんな事業がある時に、元々建設事業債で借りていても、総務費のここに書いてあるような総務費債で起こしてもこれ

が結果的には違う事業に迂回されていく可能性があるわけですね。財政調整基金の中に一発で入れられてしまうと。だからこそ、そんなことだったら、減債基金の方に私はその分については入れておいて、そしてそのほか余分に入ってきた分については、財政調整基金に入れておくというやりの方が私はより一層クリーンであるし、今後の財政運営についても、わかりやすいんじゃないかと思うわけです。また、減債基金というものであれば、確実に起こした起債を償還することが目的ですから、目的どおり総務費債に戻す、土木費債に戻す、教育費債に戻すという形でできると思うんですね。ですから、今回も財政調整基金に入れるというやり方というのは、私は妥当じゃないような気がいたします。他の議員さんがどのように解釈をされておるか、これは専決でございますから、仕方ないでしょうけれども、いろいろと私は今後改めるべきだと思っております。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

これから、承認第5号についてを採決いたします。

本件について、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、承認第5号、専決処分の承認を求めることについては、これを承認することに決定しました。

-----○-----

日程第6 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（相馬俊行君） 日程第6 諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、ご説明を申し上げます。

現在の人権擁護委員、高森町大字高森1351番地、松岡典子氏は、1期3年にわたり、人権擁護行政にご尽力、ご協力をいただいておりますが、その任期が平成17年9月30日をもって満了するため、さらに同氏を再任して推薦するものでご

ざいます。

同氏は、人格、識見ともに高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護委員として適任者であり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

どうか速やかにご決定くださいますよう、よろしくお願いいたしまして、提案説明といたします。

○議長（相馬俊行君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

これから、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを採決します。

本件については、松岡典子氏を適任とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、松岡典子氏を適任とすることに決定しました。

-----○-----

日程第7 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（相馬俊行君） 日程第7 諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、ご説明を申し上げます。

現在の人権擁護委員、高森町大字矢津田1229番地、本多善忠氏は、1期3年にわたり、人権擁護行政にご尽力、ご協力をいただいておりますが、その任期が平成17年9月30日をもって満了するため、さらに同氏を再任して推薦するものでございます。

同氏は、人格、識見ともに高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護委員として適

任者であり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

どうか速やかにご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします、提案といたします。

○議長（相馬俊行君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

これから、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを採決します。

本件については、本多善忠氏を適任とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、本多善忠氏を適任とすることに決定しました。

-----○-----

日程第8 同意第2号 高森町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

○議長（相馬俊行君） 日程第8 同意第2号、高森町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 同意第2号、高森町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて、提案説明を申し上げます。

本町の固定資産評価員 後藤秀希君を平成17年4月1日、人事異動によりその職を解き、その後任に阿蘇郡高森町大字高森2195番地の7、二子石衛氏、生年月日、昭和21年10月31日、税務課長を充てることといたしたためでございます。

以上、説明を終わります。

○議長（相馬俊行君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

す。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

これから、同意第2号についてを採決します。

本件について、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、同意第2号、高森町固定資産評価員の選任については、これを同意することに決定しました。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） お諮りいたします。

本日提案されております日程第9 議案第31号から日程第12 議案第34号までについては、本日は、提案のみといたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第31号から議案第34号までについては、本日は提案のみとすることに決定いたしました。

-----○-----

日程第9 議案第31号 高森町法定外公共物管理条例の制定について

○議長（相馬俊行君） 日程第9 議案第31号、高森町法定外公共物管理条例の制定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。建設課長 色見隆夫君。

○建設課長（色見隆夫君） おはようございます。

議案第31号、高森町法定外公共物管理条例の制定について、ご説明申し上げます。

平成12年4月1日に施行されました地方分権一括法により、国において管理されていた里道、水路等の法定外公共物が、平成17年3月末日をもって、高森町へ譲渡されたことに伴い、その管理及び利用についての条例を制定する必要があり、提案するものであります。

ご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

す。

-----○-----

日程第 10 議案第 32 号 高森町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（相馬俊行君） 日程第 10 議案第 32 号、高森町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民生活課長 瀬井公吉郎君。

○住民生活課長（瀬井公吉郎君） おはようございます。

議案第 32 号、高森町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について、提案説明を申し上げます。

電子政府電子自治体のさらなる推進を図るため、電子申請受付システムについては、本年 3 月から熊本県では 27 手続きの運用が開始され、申請や届出の申込みがインターネット上の窓口で申請できるようになっていますが、印鑑登録証明交付申請時においては、総務省と関係機関との協議が整わず、本年 3 月の運用開始を延期しておりましたが、今般、総務省と協議の結果、印鑑登録証明事務処理要領が改正され、実現可能となり、平成 17 年 7 月 1 日から県内一斉に印鑑登録証明交付申請、電子申請で行うため、条例の一部を改正するものであります。

ご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

-----○-----

日程第 11 議案第 33 号 平成 17 年度高森町一般会計補正予算について

○議長（相馬俊行君） 日程第 11 議案第 33 号、平成 17 年度高森町一般会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 議案第 33 号で提案いたしました平成 17 年度高森町一般会計補正予算（第 1 号）について、ご説明を申し上げます。

今回の補正予算の主なものは、省エネルギービジョン策定事業、集会施設の建て替えのための補助金、特定農村総合支援基金活用事業、消防指令車購入等でありまして、総額で 2,531 万 7,000 円の増額補正を行うこととしております。これを現予算と合算いたしますと、43 億 7,531 万 7,000 円となります。

歳入予算の主なものについて、ご説明を申し上げます。

7 ページの基金繰入金は、高収益高付加価値型農業展開のために、特定農山村総合支援基金を繰り入れるものであります。また、雑入においては、消防指令車の交

通事故共済金、省エネルギービジョン策定のための補助金、コミュニティ事業助成金の受入予算を計上いたしております。

次に、歳出予算の主なものについてご説明を申し上げます。

8 ページの企画費においては、平成 14 年度高森町地球温暖化対策実行計画の策定により、事業者、住民への地球温暖化防止行動を推進しており、この一環として、省エネルギー対策の具体的な方向性を示すための事業として、省エネルギービジョン策定関係経費を計上いたしております。

また、コミュニティ事業助成金は、老朽化し、建て替えの計画があり、助成金を申請しておられました村山地区公民館にその決定がありましたので、村山地区多目的交流集會施設の建設助成金を計上しております。

9 ページに農業振興費については、有機栽培によるトマト育成や特産品開発、担い手育成のための研修会、地域間交流の促進等を行うための予算を計上しております。なお、この事業の財源としては、特定農山村総合支援基金を充当して行うこととしております。また、農業委員会費につきましては、法改正によりまして、農業団体から推薦が行われたことにより、町農業委員を 1 名増員するための経費を計上いたしております。

10 ページに非常備消防につきましては、去る 4 月 12 日に交通事故により、使用不能となりました消防指令車を購入するものであります。

また、中学校管理費につきましては、4 月の統合により、生徒数が増加した高森東中学校の体験活動経費の補正を行うものであります。

また、11 ページの奨学金費につきましては、今年度貸付金が確定したことにより、調整を行っております。

以上、今回提案しております補正予算の主なものについて、その概要をご説明いたしました。よろしくご審議いただきまして、ご決定を賜りますよう、お願いをいたしまして、説明を終わります。

-----○-----

日程第 12 議案第 34 号 平成 17 年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算 について

○議長（相馬俊行君） 日程第 12 議案第 34 号、平成 17 年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。水資源対策課長 後藤秀希君。

○水資源対策課長（後藤秀希君） おはようございます。

議案第34号、平成17年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算（第1号）について、説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の予算に歳入歳出それぞれ151万5,000円を追加し、総額を1,623万5,000円とするものです。

内容につきましては、供給設備の修繕料が当初予算で計上しておりました100万円では不足することが確実となり、これに充当するために、基金預入先の金融機関変更による利率アップ分の見込みによる利息を算入しております。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会いたします。お疲れでした。

-----○-----

散会 午前10時43分

6 月 1 6 日 (木)

(第 2 日)

平成17年第2回高森町議会定例会（第2号）

平成17年6月16日
午前10時01分開議
於 議 場

1. 議事日程

開議宣告

日程第1 議案に対する質疑・付託

日程第2 休会の件について

2. 出席議員は次のとおりである。（14名）

1 番	宇 藤 敬 君	2 番	白 石 博 昭 君
3 番	山 室 克 尋 君	4 番	山 村 將 護 君
5 番	甲 斐 直 三 君	6 番	野 中 謙 三 君
7 番	本 田 生 一 君	8 番	甲 斐 廣 國 君
9 番	後 藤 和 昭 君	10 番	甲 斐 正 一 君
11 番	相 馬 俊 行 君	12 番	三 森 義 高 君
13 番	佐 伯 金 也 君	14 番	後 藤 英 範 君

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（22名）

町 長	藤 本 正 一 君	助 役	阿 南 哲 也 君
収 入 役	芹 口 誓 彰 君	教 育 長	渡 辺 哲 郎 君
総 務 課 長	岩 下 健 治 君	企画財政課長	村 上 源 喜 君
商工観光課長	岩 下 昭 久 君	住民生活課長	瀬 井 公 吉 郎 君
保健福祉課長	佐 伯 秀 和 君	税 務 課 長	二 子 石 衛 君
農林振興課長	岩 下 光 広 君	建 設 課 長	色 見 隆 夫 君
水資源対策課長	後 藤 秀 希 君	高森中央出張所長	田 上 真 一 君
草部出張所長	岩 下 生 人 君	野尻出張所長	桐 原 一 紀 君
収入役室長	佐 伯 実 範 君	教育委員会事務局長	廣 木 富 八 君

オーガニックアグリ センター長	杉 田 則 秋 君	企画財政審議員	甲 斐 敏 文 君
総務課長補佐	古 澤 建 生 君	企画財政課長補佐	後 藤 正 三 君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	長 尾 和 博 君	議会事務局次長	古 庄 良 一 君
--------	-----------	---------	-----------

開議 午前10時01分

-----○-----

○議長（相馬俊行君） おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

お諮りいたします。

お手元に配布してあります日程にしたがって、議事を進めていきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。それでは、日程にしたがって議事を進めます。

-----○-----

日程第1 議案に対する質疑・付託

○議長（相馬俊行君） 日程第1 議案に対する質疑・付託を議題といたします。

なお、答弁については、自席からの発言を許します。

-----○-----

議案第31号 高森町法定外公共物管理条例の制定について

○議長（相馬俊行君） 議案第31号、高森町法定外公共物管理条例の制定についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第31号は、建設経済常任委員会に付託することに決定をいたしました。

-----○-----

議案第32号 高森町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（相馬俊行君） 議案第32号、高森町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第32号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定をいたしました。

-----○-----

議案第33号 平成17年度高森町一般会計補正予算について

○議長（相馬俊行君） 議案第33号、平成17年度高森町一般会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありませんか。6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 6番 野中でございます。

1点だけ、省エネルギービジョン策定の補助金というのが、雑入に入っておりますけれども、その性質と性格とどういったことまでやるのかについて、お伺いしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 企画財政課長 村上源喜君。

○企画財政課長（村上源喜君） おはようございます。

今回、ご提案申し上げております省エネルギービジョンの策定事業でございますけれども、これは通常の事業でございますと、当初予算に大体計上されるべきものでございますけれども、この事業の性格上、4月から募集が始まっておりますので、今回の提案ということになったわけでございます。

補助金の交付団体としましては、経済産業省の下部組織でございます独立行政法人新エネルギー産業技術総合開発機構というところが補助をする事業でございます。100%の補助を受けて、今回、本町におきます省エネルギービジョンを策定するということを目的としております。

本町で平成14年度に地球温暖化防止推進法に基づきまして、高森町の地球温暖化防止対策実行計画というのを策定しておりまして、来年度がその取りまとめの時期ということになっております。そういうことも併せまして、今回、公共的施設

におきます省エネルギー対策、それと住民に対します啓発活動を併せて行うということで、もう少し詳しく内容をあげますと、策定委員さんは学識経験者、大学教授、県、電力会社、それと地域の方々等に参加していただきまして、こういった事業計画を策定いたします。

これにつきましては、その結果をもとに例えば、簡易水道の電気料の問題でありますとか、農業用水の問題でありますとか、そういったことも含めまして、広く町内で省エネルギーに対してどのようなことができるかと、そういった計画づくりを主な目的といたしております。

以上でございます。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 1つだけですね、お聞かせいただきたいと思います。農林水産業費の農業費の中の特定農山村活動支援事業関係ということで、それぞれ210万ほど、これも上からのやつらしいですが、主に内容的なところをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 農林振興課長 岩下光広君。

○農林振興課長（岩下光広君） これは5年間で事業をやっているわけですが、昨年度、実は台風等がきまして実施できなかったものですから、県に相談しましたところ、1年延長してできるということで、本年計上いたしました。

内容としましては、予算書の9ページにトマトのハウス借り上げ料がございます。それから、イベント参加会場、車借上料です。福岡と熊本でイベントを開催する予定にしております。それに伴います展示圃の管理委託料、それから原材料費ですが、これは特産品開発の農産物代ということで、現在のところ、肥後むらさきやみさおなどを考えております。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） イベントの内容ですよ。ただ、特販みたいに販売するだけなのか、お聞かせいただきたいと思います。これはなかなか難しいですよ。産地化形成だと思いますけれども、農家と一緒にしないとなかなかできないし、ただ事業をやれば良いという問題だけじゃないと思います。イベントの内容をある程度わかっているならば、お聞かせください。

○議長（相馬俊行君） 農林振興課長 岩下光広君。

○農林振興課長（岩下光広君） 福岡と熊本で、地元野菜等を持って行って、販売をする計画でおります。昨年も福岡の方で地元の野菜などを持っていきまして、販売し

ております。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 結果はどうなるんですか。ただ販売して、最終的には何を指しているのか。いろんなこういうふうな活動支援事業というわけで農業のいろんな活動を支援するわけですけども、そして、その後何を得るのか。何を目的としているのか。イベントをした後に将来的に何を目的とするのか、5年間計画と言われても、5年後、じゃあ農業はどうなっていこうとするのか、どこまで目指しているのか、目指しているものがあれば、その目指しているものというものを大体訴えていただきたい。

○議長（相馬俊行君） 農林振興課長 岩下光広君。

○農林振興課長（岩下光広君） 5年前にちょっとここには持ってきておりませんが、そういう地元の農産物、トマトとかイチゴとか、そういう農産物の普及ということで、5年前に計画を組んで、そういう広報的な活動に現在は取り組んでいるところです。

○議長（相馬俊行君） 13番 佐伯金也君。

○13番（佐伯金也君） 活動するのはわかるから、要は、最終的に落としどころはどういうふうな形で落とすかということですけども、いろんなイベントをするのはいいんです。特定農山村活動支援事業という形でするのはいいんですが、最終的にこの事業が終わったなら忘れられてしまうんじゃないかなと思う。だから、忘れられないようにするためには、この5年間があったからこうなったというようなどういふ成果をあなた達は目指しておるのか。イチゴとかトマトと言われるけれども、私の近所あたりイチゴをつくっている農家はもう高齢化が進んで来年、今年されないところが何軒かいらっしゃるんですよ。トマトだって一緒です。夏場暑い時期に夏取トマトなんていうのは、暑い時期にハウスに入る、高齢化が進んで後継ぎがないところあたりはもういつやめようかというタイミングを計りながらやっぺらっしゃる。ただ、やっぱり何かしていないといけない。やっぱり現在の経済的な問題があるからしなきゃならない。で、年金を取り始める時を境にしてやめようという方達も多数、今農業をされている方達の中にいらっしゃると思うんですね。だから、このような事業をした結果、どうなってくるのか。5年後には農家というのは増えているのか、減っているのか。また、新たな農産品が開発されていくのか。そこあたりの目指しているものが最終的に何かということをお聞かせいただきたい。それだけです。

○議長（相馬俊行君） 農林振興課長 岩下光広君。

○農林振興課長（岩下光広君） 5年前の計画書を持ってきていないんですが、私としましては、このイベント等で、トマトなどの地元特産品を紹介することによりまして、できる限り多くの方に高森町の特産品を知っていただくという目的でやっているという状況でございます。その他に今後、お客様のニーズ等を考えまして、新しく特産品の加工等できないかということで、高森町の特産品づくりということで、長期的に考えて対応していきたいと思っております。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。8番 甲斐廣國君。

○8番（甲斐廣國君） ちょっと今の件について関連ですが、福岡大同市場に高森のイチゴ、それから肥後むらさき、メロンとか、いろいろありますが、どれぐらい出荷されているか。私達がちょうど農協の役員をしていたころ、北九州市場に主に出していたものですから、消費拡大、販売拡大ですが、そのために消費者に高森の品物を知ってもらって、また食べ方まで知ってもらおうということで、中心街でやったり、いろいろやったことがございましたが、問題は、高森の品物がどれぐらい、福岡博多でやられるというようなことでございますが、どれぐらい今出荷されているかですね。これがないと、ただそこでやった意味はないというふうに思っています。そういうところ、わかっておたらお願いします。

○議長（相馬俊行君） 農林振興課長 岩下光広君。

○農林振興課長（岩下光広君） 非常に申し訳ないんですが、手元に各市場の出荷状況等を持ってきておりませんが、今回のこれは役場独自で役場の職員が福岡の会場を借り上げてまして、そこで、直産品の販売を、展示圃関係を借り上げて、つくっていただき、それを実際販売しているというような状況です。市場ごとに出しているのはちょっと手元に資料がございませんので、のちほどご報告申し上げます。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 6番 野中です。

実は、あとは建設経済ですので、これいいかなと思っておりましたけども、1つはせっかく農産物をそういった形でされるということであれば、高森町にはアグリセンターとかございますので、堆肥の利用ですね、堆肥を使ったからこういう野菜ができましたというそのコマースの仕方、そこまでセットでやるべきだと思っております。以前から言っていた商品の農作物の差別化を図る。あの堆肥を使ったからよかったんですよという、だからおいしいんですよ、安心で安全ですよという、その分をセットで売らないことには、単なるイベントで終わってしまうと思

ます。そういった農作物組合、あるいは生産組合がいろんな売り方されておりますけども、最終的には産地と差別化をどう図って売り込むかですよ。高森町にアグリセンターがあって、堆肥をつくっている中で、それをセットにしないというのは、ちょっとおかしいと思いますので、その辺の検討の考え方をお伺いしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 農林振興課長 岩下光広君。

○農林振興課長（岩下光広君） 非常に今、食に対する関心が高まっております。安全安心な野菜、そういうものを消費者の方は要望されております。現在、県の方とも話し合ひまして、トレイサビリティですか、生産から製造がずっとわかるような表示方法等を現在やっております。私の方としましても、今後とも農協の方とタイアップしながら、製造から生産まで、生産者の顔が見える農業を目指して、対策をとっていきたいと思っております。よろしくをお願いします。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 気持ちは全部わかります。ただ、1つは、要するに、以前からアグリセンターつくった時から、シールをつくりましょうとか、そういう商品化を図るということで、シールでもつくって、差別化をしようということで、高森の産物にはそのシールがついているから10円高くなりますよと、そういうやり方があるというふうな話がずっとありましたが、結果的にはまだそういう部分まで追いついていないということは、やはりこういうイベントをする前に、その辺も協議して、併せてやっていかないことには、僕は効果が上がらないと思います。だから、急々でもいいから、こういう堆肥でやっているというやつをつくって、そのシールをつくって農産物の販売に関しては役場がつくっている堆肥ですから、僕は公的に亢進力は十分あると思います。したがって、その辺の検討も僕は併せてしていただきたいと思っておりますので、以上で質問を終わります。お答えはちょっと簡単をお願いします。

○議長（相馬俊行君） 農林振興課長 岩下光広君。

○農林振興課長（岩下光広君） 私もちょうと前のことですが、この件につきましては、堆肥を農家に配ってやったということで、表示方法等はまだ試験段階で、その高森町の堆肥を使ったとか、そういう表示はやっていませんが、以前、そういう堆肥を使ってつくらせたということがあったとは聞いております。

○議長（相馬俊行君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、各常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第33号は、各常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

議案第34号 平成17年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算について

○議長（相馬俊行君） 議案第34号、平成17年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

本案について、これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第34号は、建設経済常任委員会に付託することに決定をいたしました。

-----○-----

日程第2 休会の件

○議長（相馬俊行君） 日程第2 休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。

明日17日は休会といたします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。したがって、明日17日は休会とすることに決定いたしました。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日は、これで散会いたします。お疲れでした。

-----○-----

散会 午前10時20分

6 月 2 0 日 (月)

(第 3 日)

平成17年第2回高森町議会定例会（第3号）

平成17年6月20日
午前10時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

開議宣告

日程第1 一般質問について

議席	指名	事項	要旨
1番	宇藤 敬	1 学童保育について	① 今後の次世代育成支援について
		2 図書館について	① 学校図書館の開放と充実について
6番	野中 謙三	1 地域づくりについて	① 全般及び方法について ② 具体的な政策は？
		2 基金の管理運営について	① 今後の基金の在り方 ② 現状など
7番	本田 生一	1 高森町のごみ問題について	① 様々なごみの排出量の現状は？ ② 山東部における家庭ごみの処理の現状は？
9番	後藤 和昭	1 高森町の防災対策について	① 大雨による注意報・警報の出し方は？ ② 避難誘導の方法は？ ③ 危機管理道の整備について
12番	三森 義高	1 県道熊本・高森線について	① 県道熊本高森線の高森側の土地交渉等の推移 ② 今後の熊高線が及ぼす観光と高森の繋がり

2. 出席議員は次のとおりである。(14名)

1 番	宇藤敬君	2 番	白石博昭君
3 番	山室克尋君	4 番	山村將護君
5 番	甲斐直三君	6 番	野中謙三君
7 番	本田生一君	8 番	甲斐廣國君
9 番	後藤和昭君	10 番	甲斐正一君
11 番	相馬俊行君	12 番	三森義高君
13 番	佐伯金也君	14 番	後藤英範君

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(22名)

町長	藤本正一君	助役	阿南哲也君
収入役	芹口誓彰君	教育長	渡辺哲郎君
総務課長	岩下健治君	企画財政課長	村上源喜君
商工観光課長	岩下昭久君	住民生活課長	瀬井公吉郎君
保健福祉課長	佐伯秀和君	税務課長	二子石衛君
農林振興課長	岩下光広君	建設課長	色見隆夫君
水資源対策課長	後藤秀希君	高森中央出張所長	田上真一君
草部出張所長	岩下生人君	野尻出張所長	桐原一紀君
収入役室長	佐伯実範君	教育委員会事務局長	廣木富八君
オーガニックアグリ センター長	杉田則秋君	企画財政審議員	甲斐敏文君
総務課長補佐	古澤建生君	企画財政課長補佐	後藤正三君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名(2名)

議会事務局長	長尾和博君	議会事務局次長	古庄良一君
--------	-------	---------	-------

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（相馬俊行君） おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

お諮りいたします。

お手元に配布してあります日程にしたがって、議事を進めていきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。それでは、日程にしたがって議事を進めます。

-----○-----

日程第1 一般質問について

○議長（相馬俊行君） 日程第1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。1番 宇藤 敬君。

○1番（宇藤 敬君） おはようございます。1番 宇藤でございます。

6月の定例会で一般質問するのは2回目でございますが、最初は改選直後の一般質問で非常に緊張してあがりながら質問をしたのを覚えています。その時の気持ちを忘れてはいかんと朝から思いながら、こうやってここに立たせていただいておりますが、今日まで私を支えていただいております皆さん、また執行部の皆さんにも厚く感謝を申し上げる次第でございます。

それでは、一般質問ということで、2点ほど執行部の皆さんにお尋ねをさせていただきます。

前回、3月の定例会でも学童保育に対してどうされるのかということをお聞きしておりましたが、前は次世代育成支援行動計画というのを今、作成しており、一般質問の当日にそういうのをまとめあげて、町長の方に報告をするという答弁でございました。

そういうことで、ここに風まるプランという冊子もできあがって、行動計画もできあがってきておるわけでございます。これから5年間かけてやられるという計画でございますが、学童保育に対する町長のお考えと伺いますか、こういう思いがあるんだというものがあれば、そこら辺をお聞きして、またほかの質問をお聞きしたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） おはようございます。

今、1番議員さんの方からご質問がございました次世代育成支援対策法というのが、平成15年7月に制定されまして、去年の3月から本年におきまして、今、1番議員さんの方からおっしゃいましたように、風まるプランということで、今回できあがってきているところでございます。

町長としての考えはということでございましたけども、学童保育は、大体1年から3年までということでございます、今、幼稚園の方で有料ということで、実際行っているところでございます。もっと広い意味でいろんなところでやったらどうかというご意見ございますけども、いろいろと条例など分野がございまして、幼稚園の方では有料でございますから、そのあたりの計画を今後、この風まるプラン以外にやっていくべきじゃないかなと、そんなことを実感しております。夏休みも近づいておりますし、また共稼ぎと申しますか、お仕事等されておる方のためにも、早い機会にそういう制度を設けるべきではないかなと思っておるところでございます。

行動計画の策定委員の方々からいろんなプラン、またいろんな高森町の今後5年間に対しましての方針等もここに出ておりますので、再度、検討いたしまして、地域の方々のご期待に沿いたいと、そのように思っております。よろしく願いをいたします。

○議長（相馬俊行君） 1番 宇藤 敬君。

○1番（宇藤 敬君） 自席からでございますが、お許してください。

1年から3年までの学童保育ということでございますが、最近、新聞等を読みますと、ここ2、3日間の新聞でもそうですが、非常に親にゆとりがないと、そういう状況が多いというふうに出ております。余裕があれば、子どもと一緒に過ごしたいとか、子どものことをきちっとできる。でも、いろんな経済状況その他のことを考えると、どうしても共稼ぎであったり、どちらかの親がいなかったりというようなこともございますから、こういう学童保育というものを希望される方が大変多いというふうに出ております。

その中で、今、幼稚園が有料でされておりますということでございました。私は無料で学童保育をどこそでやってくださいという希望はございません。これは、それぞれの家庭の事情があったとしても、やはり学校教育が終わった後の保育でございますから、これは親が、あるいは保護者なりのいくばくかの負担はあってしかるべきだと思いますので、その点は私は無料でやってくださいとかということを求

めるつもりはございません。ただ、先ほど申しましたように、親が時間的な余裕がないだと、その部分で安心して子どもを預けられるところがあればというふうなことでございますので、有料でも結構だと思います。是非、先ほど申し上げられたような方向性でできるものならば、私はありがたいなと思っています。

いろんなところを調べますと、ほとんどが有料ですね。4,000円程度いただいてやられているところが、各町村あります。すべて今、阿蘇郡内で行われているということではございませんけど、例えば、高森町には芙蓉館とかいう施設がございます。学校からも近うございますし、例えば、そこに保育士、あるいは幼稚園教諭、あるいは学校の先生という方達がそれぞれの時間を割かれて、そういうところにローテーションを組んで時間的な都合をつけられて行かれて、学童保育をされると、その間に關する費用というのは、保護者でいくばくかの負担を出していただき、行政の方からの財政負担はなるべく出さないようにして、施設の提供はあるかもしれないけど、人件費等、あるいはその他の費用は親が負担をするという形でできないものだろうかと思います。送迎に關しては、これはもう親の責任でございますから、下校時はまだ明るうございますし、歩いていけますが、午後6時以降は1人で帰らせると危険もありますので、これは親が迎えに来るということでいいと思います。例えば、有料でも、私は芙蓉館という特定の施設を例に出しましたが、ほかの公共施設でも構いませんが、そういうところで、そういうことをやってみようかなというようなお考えはおありかどうか、これは執行部でも町長でもどちらでも結構です。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 自席の方から答弁いたします。

今、有料と申しましたのは、幼稚園の方は個人的な社団法人でございます。町立保育園の方は整備ができていないということでございます。決してお金をとらないからするとかしないとかという問題じゃなくて、ほかの条例等の改正があるんじゃないかなということでございます。

今、1番議員の方から提案がございましたように、芙蓉館あたりは小学校に一番近うございますし、それについての提言がございました。本当にありがたく思っております。今後、そのような方向性を見つけまして、芙蓉館とは決定いたしませんけども、どうしてもこの次世代育成支援対策はやるべきことでございますから、当然、近日中にはそういう条例等も整備して、地域の方々とも相談して進めてまいりたいと、十分検討してまいりたいと思っております。

○議長（相馬俊行君） 1番 宇藤 敬君。

○1番（宇藤 敬君） ありがとうございます。少子高齢化、新聞を見たり、テレビを聞くと、必ず1日1回そういう記事なりニュースなりが出てきます。いろんな新聞の社説などにも読んだ時にちょっと皮肉ったことが書いてありまして、高齢者に関しては、票になるから一生懸命するんじゃないかと、少子化に関しては、なかなか票につながる部分がないので、少しお留守になっているんじゃないかというようなお話も聞きますけど、やはり今まで今日の社会を支えていただいた皆さん方のご労苦に対する報いもこれは当然あってしかるべきでございますが、これからの社会を担う子ども達のためにも、やっぱりきちっとその将来を担えるような環境をつくらせてあげるべきだと思います。それが我々の世代の責務だと思います。一生懸命働いて、働いただけ働いて、結局子ども達に何も残してあげられなかったというようなことでは、やっぱりこれからの日本社会を考える時に大きな問題があろうかと思えます。国政レベルの話ですと、今のような話ですが、現場はもっと大変なわけでございますから、是非、町長さん、執行部の皆さん方のお力で、これは高森町にしかない事例なんだというようなすばらしい子育て支援が是非できるように、私は皆さん方のお力を出していただきたいと思えます。本当に地域社会に残っていただける、そういう子ども達、そしてその地域で働ける子ども達、そういう環境を是非残してあげたいなというふうに思っております。

次に、子ども達の学力低下とよく言われております。どこまで学力が落ちているのか、これは、私達も新聞やテレビ等で見る限りでは、世界レベルで何位だとかいうふうな話でございますが、私はやっぱり日本の教育はしっかりきちっと今はやっておられると思えます。今朝の新聞だったですか、ゆとり教育はいいのか悪いのかというようなアンケートがありました。保護者は7割近くがいいと、現場の先生方は5割近くで、少し否定的な見方の方も多いのかなというふうには思ったわけでございますが、今、教育委員会の中でつかまれている範囲で結構です。わかられている範囲で結構ですが、子ども達の学力低下、低下と言われておりますが、実際、どのような目に見える形、データの中で学力低下があるのか、よければ、教えてください。

○議長（相馬俊行君） 教育長 渡辺哲郎君。

○教育長（渡辺哲郎君） おはようございます。

今、1番議員さんのお尋ねでございますが、学力低下につきましては、いろいろ報道等されておられて、今一番問題になっておりますのが、基本的な問題、読解

力の低下、これにつきまして、読解力が低下していることによって、あらゆる基本的な、要するに、問題を解く力あたりがなくなっているというふうに指摘をされております。

本町におきましても、いろいろそういったデータをもとにしまして、各学校におきまして、読書の時間あたりを設けていただきまして、そういった対策について、学校自体取り組んでいただいているところでございます。

数字等につきましては、資料等を持ち合わせておりませんので、大変申し訳ございませんが、あとでご提出させていただきたいと思っております。

○議長（相馬俊行君） 1番 宇藤 敬君。

○1番（宇藤 敬君） ありがとうございます。具体的な資料等はそう出てくるものではないと思っております。子どもがどうだったかというのは、非常にデリケートな問題でございますから、資料の提出は結構でございます。

私の子どもがまだ上が小学校6年生で、下が1年生ということで、学校の先生、あるいは塾の先生、あるいは各家庭教師を派遣する先生、特に家庭教師を派遣する先生は、学校の時の後輩でございまして、いろいろ教えてくれます。その中で、今、教育長がおっしゃったような話をするわけです。何しろ、子どもは本を読まんですもんなど、国語の理解力が非常に弱い。読解力が弱い。このことが引いては、算数、理科、社会、あるいはその他の教科にしてもそうですが、読む力がないものですから、何を問いかけてあるのか、何を答えていいのかというのが基本的にわかっていないと。ですから、今の日本の子どもは国語力がつくるとすべての学力はつきますというような話でございました。それだけじゃちょっといかんものですから、ほかの大手の塾の先生と個人的に知り合いがあつて、電話等でお聞きした時に、こういう話をしている家庭教師の派遣の先生がおりますがということをお聞きしますと、すべてとは言いませんが、かなりの確立でその点は多うございます。塾でやっても、そういう部分が非常に多いと、何しろ何を書いていいのかわからない。ということは、読めない。読めないということは、読解力がないということです。

今、試験問題ですね、入学試験問題ですが、これ非常に長文の問題が出るそうでございます。これは何かと言ったら、読める力があるかないか、そのことだけ見ると、ほかの教科ができるかできないかという部分までわかると、そういう問題を今出されているそうでございます。ですから、非常に読む力というのは、今の子ども達にとっては、非常に重要視されている問題だし、そういう受験競争の中の問題作

成においても、非常にそういう部分はウエートが高いということを今お聞きしております。

そこで、お聞きするんでございますが、私も子ども達の小学校の毎月水曜、第2水曜日の朝30分ですけど、読み聞かせということで、絵本を読んだり、本を読んだりとかということで、子ども達に読み聞かせをやっております。そのことがどうこうじゃなくて、やっぱり子ども達きちっと話を聞いてくれるんです。で、その本を読んで、読本感というか、感想といいますか、おじさんはこう思うんだと、だから、皆さんにそれを押しつけるのではなく、皆も聞いた後、こういう話を読んだ後に自分はどう思うんですかと、どう思いますよということを必ず問いかけて、おじさんのような考え方も1つだし、皆が思っていることも1つ、それがすべていい悪いじゃなくて、皆それぞれの考えを持つ、そういうふうには解釈ができるように本は読んでいた方がいいですよというような話をしながら、読み聞かせをしております。

子どもが本を読まないということでございますが、読まないというより、読む環境があれば読むんじゃないかなというふうに思いますし、今テレビゲームとか、そういうほかの面では、子ども達は皆一生懸命見ております。でも、テレビゲームをやっているわりには、テレビゲームの攻略本というのはいっぱい買って読んでいるんですね。これはこうする、ああするというふうにやっぱり読みながらやっているんで、全然本を読んでいないということじゃないんですが、純粋なる文学作品、エッセイとか、そういうきちとした本を読まない。文を読まない。そして、自分で書けないと。書けないということは、表現ができないと。

話がちょっと逸れますけど、書けないということ、表現ができないということが、逆にいじめに走ったり、非行に走ったりしているというようなデータも持ち合わせております。

そういうことで、やっぱり子ども達にきちとした読書をする環境と、そういうものをやはり新たな施設をつくってやってくださいということじゃなくて、既存の施設の中でも僕はやってあげれる部分はあるんだろうと思います。

それで、お聞きをするわけでございますが、これも3月定例会の時にお聞きすればよかったんですけども、教育委員会の教育費の中で図書館費というものが予算計上してございます。土曜、日曜、祝日に図書館を開放されるということでございますが、どこの図書館を開放されるのか。どういう形で開放されるのか。そこら辺を具体的に聞かせていただければありがたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 教育長 渡辺哲郎君。

○教育長（渡辺哲郎君） 学校図書館の開放について、基本的な考え方としますならば、やはり今、おっしゃられましたように、子どもさん方の豊かな心を育む読書活動、また、調べ学習に対する研究活動を支援する場という形でとらえております。ただ、それと同時に、地域の方々に対する生涯学習、社会に対応すべき、そういった場であるというふうを考えております。

開放に向けての詳細につきましては、事務局長の方よりご説明申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（相馬俊行君） 教育委員会事務局長 廣木富八君。

○教育委員会事務局長（廣木富八君） 学校図書館の開放に向けての今後の進め方についてご説明を申し上げます。

現在、町では、約4,800冊の図書を所有しております。一般向けに中央出張所、草部出張所、野尻出張所に一部備え付けておりますが、ここ数年、財政的な問題もありまして、入れ替え、新規購入が思うようになされていない状況であります。

教育委員会としましては、高森中学校の図書室が町所有の図書と合わせまして、一般開放する計画で建築されたものであります。本年度予算において、現在、その開放に向けて準備を進めている状況であります。その準備が終わり次第、開放する予定としております。

県立図書館の貸出本を含めまして、本年2学期から毎週、現在のところ日曜日を高森中学校図書館の開放日といたしたいと考えております。住民の皆様には十分周知したいと考えております。

以上でございます。

○議長（相馬俊行君） 1番 宇藤 敬君。

○1番（宇藤 敬君） ありがとうございます。ちょっと小さいことを聞きますけど、2学期からということですが、開放に時間等、あるいは乳幼児ですね、赤ちゃんとか泣いたりとか、図書館でそういうことがあっちゃいかんわけですが、そこら辺まで入れるのかどうか。

○議長（相馬俊行君） 教育委員会事務局長 廣木富八君。

○教育委員会事務局長（廣木富八君） 中学校の図書館の開放につきましては、ここ数年、ボランティアの方々のご相談を申し上げます。当然、幼児も対象の本も備えつけることとなっておりますし、ここ数年ブックスタート事業によりまして、

その本も徐々に増えてきております。幼児だからと言って、図書館にそういうことはございません。基本的には、幼児から大人までの図書館開放を考えております。

時間につきましては、現在、2学期から日曜日の開放を考えておまして、午前9時から午後4時ぐらいを考えています。

○議長（相馬俊行君） 1番 宇藤 敬君。

○1番（宇藤 敬君） ありがとうございます。今日は、学童保育と図書館の開放ということでしたけど、やはりこれからの将来を背負う子ども達の教育環境、そういう問題、それから、子ども達の学力と、それを本を読むところからの質問でございましたけれども、これからの将来を担う子ども達のためにも、是非、立派な教育環境、あるいは子ども達を心豊かに育てていくことができる、こういう学童保育の環境、こういうのをきちっと整備できるようにお願いしたいと思います。

そして、子ども達の学力低下を招かないような施策をですね、是非、教育長はじめ、教育委員会皆さんのお力を割いていただいて、新たな予算措置どうのこうのという非常に財政的な部分が厳しゅうございます。既存の県立図書館、先ほど事務局長がおっしゃいましたけど、そういういろんな県の機関、あるいは公的な大きな機関がありますから、是非そういうところを利用して、本を借りてくるというようなことでもいいと思います。そういう形で始めていただくと、子ども達の学力低下を招かないような、あるいは阿蘇郡市では高森町は非常に子どもの学力が伸びてきたよと、将来的にきちっと力ついてるよというような形で子ども達の目に見えるような形で子ども達の成長を見守ることができれば、私達としても幸せなことだと思えてなりません。

本日は、誠実なご答弁をいただきまして、ありがとうございます。質問を終わります。

○議長（相馬俊行君） 1番 宇藤 敬君の質問を終わります。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） おはようございます。6番 野中でございます。

一般質問、実は、今日は節目の日でございまして、当選以来、本日で25回目ということで、ちょっと記念すべき日でございますので、気合い入れていこうかと思っております。

さて、今日は何の日かと言うと、そのあたりから入りたいと思いますけども、江戸幕府にいろんな15代将軍までおりましたけども、8代将軍、吉宗が亡くなった

日でございます。生まれた日じゃなくて亡くなった日。歴史的に生まれた日というのは、非常に資料に基づきましても前後がございまして68歳で死んだとか、あるいは73歳で死んだ、いろいろありますけども、死んだ日が1751年の今日、なぜ吉宗の話をするかと言いますと、政治家というか、いわゆる首長、リーダーとしてはやはり吉宗の政策を見習うべきじゃなかろうかという論議が財政の厳しい時代にはすぐまいます。そういう話題がすぐ起きてまいります。いわゆる享保の改革という江戸の三大改革の1つをやった将軍でございますし、公事方御定書き、一番一般的なのが目安箱、広く一般の意見を聞くために設置した目安箱ですね、これも吉宗がやったんです。

何が言いたい、吉宗がやった功績の中に、1つは米の価格を安定させたというのが1つあります。別名「米将軍」と言われておりますし、一般的には暴れん坊将軍吉宗ですね。これが一般的でございますけども、そういった中であって、吉宗の言った言葉、「人は用い方にて、ものの用に立つなり」、人は適材適所、そういったやり方もあるだろうし、あるいは、人というのを地域に置き換えると、地域の用い方というのは、それぞれの地域の特色を出すことによって、統治がうまくいきますよと、そういった意味ではなかろうかと思っております。

そこで、まず第1点からお伺いしたいと思います。

町長の地域づくりに対する考え方、今までいろいろな過去の質問の中からもありましたけども、とにかく検討するということは、常にございましたけども、やはりここは具体的にどういった形で地域づくり、人づくりを進めていくのか、その町長のポリシーと申しますか、政策の起点となるような、その部分について、まず、第1点としてお伺いしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 6番 野中議員さんの質問にお答えいたします。

どういう考え方で町をというお話でございますけども、いつも一般質問等でもお話をしておりますように、地域づくりというのは、一番野中議員さんも地域におきまして、地元の方々と膝をつき合わせながら、地域の活性化等にも努力をなされているものだと思っております。私も検討する、検討する、検討だけではいけませんから、やはり住民一人一人の立場、地域の自立をやはり行政主導ではなくて、地域の方々の本当の話をお聞きして、それが一番大事なことではなかろうかなと思っております。進めているところでございます。いろんな地域におきまして、各自主的にグループ等も組織されて、まちづくりについては、十分協議をなされておりますし、私ども

もそれを基本的に一番考えてあげるべき時ではなかろうかなと、今の時代は特別、地域から出たアイデアの方を一番大事にする行政主導ではない方法が一番ベターなやり方ではないかなと思っておりますし、私自身も当初、町長に出ます時に、いろんな公約をしております。そのことについては、心変わりもしておりませんし、そのように進めていくところでもございます。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 自席から失礼いたします。

地域づくりというのは、地域地域から起こったことからスタート、もちろんそうですね。私事ですけども、下色見地域などの地域づくりに関しても、6年以上かかっております。なかなか具体的には進まない、前進しちゃバックし、前進しちゃバックし、結局、全体的な周知が足りない場合がそういうふうな形になりますし、あるいは、1つの大きな目標設定ができた時にはスムーズに進みます。つまり、地域づくりというのは、どういうふうな形で進めるかということ、いろんなカラーがあるかもしれませんが、まちづくりの一番基本的に大事な部分としては、その地域に住んでよかったと住民が思えるような、そういうふうな政策なり、そういう会合なり、そういうアドバイス、助言なり、そういう応援の仕方、それをまず行っていくことも大事ではなかろうかと思っております。

先進地視察ということで、議会の方でもそうですし、町長の方も行かれると思えますけども、いろんな先進地に行ってみますと、やはり1つの大きな組織として成り立っている部分もあろうかと思えます。いろんなカラーがある中で、それぞれの地域の組織の作り方はいろんなやり方があるかもしれませんが、それを協力して推進するための行政の柱とする部分の組織、そういった部分をやはりきちっとした形で僕は出すべきではなかろうかと思っております。

以前の一般質問の中でもやりましたが、各地域の担当職員配置、こういった問題を取り上げさせていただいた折りに、その時の理解を得まして、そういった体制は敷いていただきました。地域がどう職員の方々と共にいくか、もちろん地域にかかっておりますけども、やはり職員側からも地域をおこすための大きなアドバイス役として、積極的に入れるような仕組み、その部分を私はできれば、早めにつくっていただいた方がより地域づくりなり、人づくりは円滑に進むのではなかろうかと思っておりますので、改めて、その辺のお考えについてお伺いしたいと思えます。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 今、地域づくりの行政の方からの広報、またどういふ地域に対しての行政としての支援ができるかということだと思いますけども、やはり先ほど申しましたように、各地域の方々、活性化をいろいろと考えておられますし、いろいろなイベント等もされておられます。今、草部北部に行きましても、人的交流、また文化的な交流、また都市との自然環境等を主にした交流等も最近では多く見受けているところでもございます。そのことに関しましても、できる限り、行政といたしましては、地域の方々の裏方役として、行政としては、あまり顔を出さないで、地域の方にお任せをしたいということでもございますし、また、職員の方々の地域に対しての密着度合いも非常に大きいとお聞きをいたしましたし、前はそういう地域担当者として駐在単位という範囲内であったそうでございます。その制度が本当の意味では機能していないために、今後、その方法をどうしたら一番地域に密着して、職員の方々が地域の訓練等にも参加ができるように、そのような組織づくり、また、前の駐在区単位のものじゃなくて、全体的なプールした地域に職員の方が地域活動に十分参加できるように、意見等も述べ、またその行政に対しても意見が通じるような、そのように職員が参加するように指導していきたいと、そのように思います。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 地域づくりというのは、本当は難しいんですよ。先ほども例を言いましたけども、下色見地域のいろんな会合をやる中で、これは誠にありがたいことだったんですけども、役場の職員の方がぼんと入っていただくことによってできなかった会議がスムーズに進む、議論していた焦点が非常に絞られて、自由に進みやすくなる、そういった例もございます。やはり行政のプロとしてずっと慣れ親しんでおられる職員の方々ですので、そういった分に関しては、非常に会議の進め方がうまい、まさしく僕はそう思っておりますし、深く感謝しております。

1つは、住民一人一人に参加をしているという意識をどう植え込むかというのが一番大きなポイントだと思っております。城を築き上げる時に、城石ですね、1つ1つが大きい石を積み上げてから高く盛っていくわけですよ。自分はこの城造りのどの役割を果たしているんだと、自分が地域の中において、どういうことができるんだと、もっと言いますならば、高森町は、高森町はというよりも、自分の住んでいる地域の好きなところは何だ、地域の改善する点は何である、その辺まできちんと明確に言えるような形の住民参加の地域づくり、要するに、行政がトップダウン方式でいろんなことを進めていく中においては、行政がすることだからというこ

とで、そのままついていきますけども、自分が何の役割を果たしているかという意識づけ、その部分に関して、やはり高森町の方式という、ちょっと大きさでございませうけども、やはりこれだけせつかく旧4町村が合併している地域でございませうので、その地域を生かすためにも、僕はそのカラーを持って進める方がやりやすいと、私は思っております。

草部の方にもよくする会みたいな会がございませう。上色見にもございませう。色見にもございませう。野尻にもございませう。町部においては、なかなかそういった面が育たない。つまり、隣組単位として、あるいは隣組の合併でもいいんですけども、そういう小さい自治区を自分達が住み良い町にするにはどうしたらいいか、その意見を吸い上げて、その地域の輪を広げるやり方ですね。全体的に高森町がどう進むのか。私として一番望みたいのは、そういう行政の支援体制ですね、その部分について、やはり以前、藤本町長になられた時の答弁としては、現在の駐在区単位があるからそれぞれに任せていきますとかというふうな答弁ではございませうけども、やはり大きい目標に向かって進むには、その部分に対して、住民参加を呼びかける形で行政の指導も私は必要であろうと思ひます。もちろん地域の方がそれぞれに意見を出していくというのが一番理想でございませうけども、全体として、町を進めるためにも、1つの組織みたいな形で進めるという考え、その点について、再度お伺いしたいと思ひます。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 先ほど申しましたように、各地域において、自主的なグループ等が組織されております。色見区長会、または上色見をよくする会、草部活性化委員会、草部北部活性化委員会、町部につきましては、風と森の会と、活性化につきましては、いろいろな会ができております。ただ1つ思ひますには、高森町は広範囲でございませう。なかなか谷内と申しますか、また山東部に関しましても、その地域の考え方が一様にマッチしない、町部と山東部ではなかなか合致しない部分があり、全体的な活性化というのは、なかなか難しい部分があると思ひます。その考え方の異なった部分を各地域の活性化委員の方々が一生懸命日夜を問わず努力をしていただいておりますということでございませう。

そのことに関しまして、私ども行政といたしましては、住んでおられる方の一番気持ちをよく理解し、本当の意味での活性化、膝をつき合わせて、よく論議をしながら、行政として何ができるか、今が一番検討する時期にもなっておりますし、精一杯できることに関しましては、バックアップをしてまいりたいと、そのように思

っております。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） ありがとうございます。

行政が先行するというんでは、なかなか地域が育たないけども、民間活力を引き上げるとというのが一番大事、じゃあ、その民間活力を引き上げるために、どう携わるか、具体的に民間の知恵、あるいは地域づくりはそれぞれがやっているのをどうまちづくりに生かすかというのは、やはり僕は行政の責任だと思います。それぞれが単独でばばらやっていて、はい、そこは活性化ですよというのではなくて、それぞれの点と点を、前の町長が言っていたけど、点と点を結んで線にしてとか、面にしてとかじゃないんですけども、やはり具体的にそれを政策として生かすには、やはりここは行政の手助けがないと難しいと思います。

そのためには、次の基金の話にも進んでいきますけども、やはり某かの応援体制というのは、やはり必要になってくるんじゃないだろうか。例えば、議会の方で今回、研修に行こうかということで新聞等も賑わしておりました宮原町等の例もございますけども、宮原町のまちづくりの研修をしようかなという話までは今いっていますけども、宮原町の例をとって言いますならば、やはりそれぞれの地域が自分達のお金も使いますし、町の補助金も使いますけども、地域づくりに関する競争じゃないけども、そういった部分でいろんな活動をされておるわけです。一番多いのが、花を植えたりとか、植栽をしたりとか、清掃したりとか、そういった部分がございますけども、今の世の中、我家の周りの側溝に例えば動物の死骸があった、あるいはゴミがつかえておった、そういう時にすぐされるのが、電話で役場の担当の方にゴミをのけてくれとか、あるいは犬、猫の死体をのけてくれとか、そういった形ですぐ電話があります。しかしながら、本当に住み良い町にするというのは、気づいた時に自分達でやっていく、側溝に落ち葉等がつかえておった場合には、その地域ぐるみでそれをのけていく。そうすることによって、税金の無駄遣いじゃないですけども、経費の削減にはつながっていく。根本はそのあたりの考え方だと思います。

したがって、行政がどう応援するという部分、政策として町長がその地域づくりもすべて結びつけていく部分に関しては、やはり某かの援助、あるいは某かの補助、そういった部分にまで考えを進めていく必要があるかと思っておりますけども、基金に入ります前に、その部分について、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 地域のいろんな活動に対しての補助金は、私、思いますには、本当の意味での地域活動と申しますのは、野中議員さんがおっしゃいましたように、向こう三軒両隣ということで、道草は自分達で切る、側溝は自分達でさらえる、それが今までの習慣でございましたし、それが一番地域活動、また地域のお互いのコミュニケーションをとるためには、一番すばらしい昔からで言う気持ちの通じ合うことだったろうかなと、そのように思っております。最近では、その向こう三軒両隣と申しますか、なかなかそのようにいっていない。どうしても先ほど申しましたように、道の草を切れれば、側溝につまります。切りっぱなし、つまれば、庭の中に流れ込む、流れ込めば行政が側溝が小さいからだ、いろんなお話が、もちろんすぐいろんなところにやってきますけども、やはり今までの何十年来の行政として、またいろんな地域の感覚、自分達の考え方が少し野中議員さんがおっしゃるような方向じゃないところに来ているんじゃないかなと思っております。できるものなら、野中議員さんがおっしゃいましたように、そのようになっていければ、それが一番最高の時ではなかろうかなと思っておりますし、それこそ山東部の話は申し上げるといけませんけども、やはり何分にも高齢者が多すぎますし、本当の意味で、47～48%の高齢者率でございます。そのことに関しましても、今、道草、側溝を片づけなさい、いろんなことをお話を申し上げましても、なかなか言葉で、きれい事でない部分、同じ町の中でも地域の格差が今でもあるということでございます。できる限り、行政といたしましても、やはりできる範囲内はやろうと思っておりますけども、こうやって三位一体改革、税源移譲、いろんな問題がまだまだ私どもの考えに及ばないところはまだあるわけでございます。その分に関しましても、逆に今さら都市型じゃなくて、私どもの住んでおります地方型の方に総理大臣がもう少し理解していただければ、もっとすばらしい地域づくり、地方のあり方が見えるんじゃないかなと、そのようなことも思っておりますし、できる限り、できる範囲内からいくつもりでございます。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 高齢者の問題と地域づくりというのは僕は別問題だと思っております。高齢者時代になるというのは、統計的に見ても、誰が見ても、以前からわかっていた問題であって、地域づくりというのは、行政に課せられた大きな1つの責任ですね。ですから、高齢者がどうのこうのだから、地域づくりについて格差ができるという、その部分に関して、私はちょっと賛同しかねますけども、現状は致し方ない点もございます。ただ、地域づくりと高齢者を結びつけないでほしいとい

うのは一言だけ発言させていただきたいと思います。

次、その基金の管理運営等について、2番目の方として質問していきたいと思いますが、今現在、高森町にもいろんな基金がございます。私も知らない基金等もございましたので、まずは、町長の方からその基金の種類、どういった部分の基金の種類があるかを、そのあたりをお聞きしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 基金の種類ということでございますけれども、基金はいろんなものがございまして、社会福祉振興基金、また、ふるさとづくり基金、財政調整基金、減債基金、土地開発基金、中山間ふるさと・水と土保全基金、また消防団基金、特定農山村総合支援基金、その他いっぱい基金等はございます。私もこの基金の内容につきまして、本当の意味ではまだよく把握をしていない部分がございますけれども、この基金の中にも当然、一番身近に皆さん方と一緒に考えていかなければならない基金も十分ございますし、見直し等の時期が来ている基金も十分あるのも認識しております。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 基金の種類については、大体それぐらいしか知りませんでしたけれども、その中であって、基金という条例で定めるところの基金というのは、どういう意味合いがあるのか、そして、その用途については、どういう制限があるのか、そのあたりをお聞きしたいと思います。助役さん、よろしくお願いします。

○議長（相馬俊行君） 助役 阿南哲也君。

○助役（阿南哲也君） まず、基金の意義についてであろうかと思えます。特定の目的のために財産を維持し、もしくは資金を積み立て、または定額の資金運用をするために設けられる資金、または財産であろうかと思えます。

それから、基金の設置についてであります。法律に基づいて定められているものと地方公共団体が任意に設置するものがございますが、任意に設置する場合は、ご案内のとおり、条例化が必要となっております。また、その法律によって、その設置が定められている基金にいたしましては、地方財政法による財政調整基金でありますとか、あるいは災害救助法による災害救助基金等がございます。

それから、基金の目的ということになると思えますが、第1番目に、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるために設置されるもの、それから2点目には、特定の目的のために定額の資金を有するために、設置されるものとに分けられております。

以上でございます。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 助役さんにお答え願いましたけども、自治法の中に書いてあるとおりでございまして、何ら間違いございません。

ただ、問題はどうか解釈をするかですね、要は。で、どう解釈をして、どう使うか、だから、その基金については、使い方に非常な制限がございます。本来は。目的に沿った使い方をしなさいよというのが基金であって、その基金を少しでも増やすために、あるいはうまく運用するために、予算上に計上した上で諮ってくださいよというのが、自治法のうたい方。

ここ数年来、残念なことに、その基金に対する予算上の措置というのが、私はあまりされていなかったような気がいたしますので、その部分を1点お聞きしたいのが1つ、基金に対する予算からの計上がなぜずっとされていないのか。苦しいからできませんといえばそれまでですけど。そういう余裕がないからできません。

もう1つ、その中の基金の1つの社会福祉振興基金、この部分について、やはり年度当初の一般会計の中で予算を組みますけども、残念ながら、私も勉強不足だったと思います。この振興基金からその資金を繰り出して、いわゆる一般会計の中から繰出金が出ておりますけども、お金を繰り出して、ほかの用途に使っていくと、繰り出す場合には、それなりの条例の中にいろんな手続きもございます。会議をしなさいという部分ですね。その部分については、私の知る限りにおいてはされていない。ましてや、社会福祉振興基金ということになれば、当然、社会福祉のために使う、社会福祉のため、福祉のためということになれば、何でも福祉のためになるわけですよね。道路をつくっても福祉のため、側溝をつくっても福祉のため、学校教育も福祉のため、保育園も福祉のため、もちろんそうですね。福祉というのは、非常に範囲が広いものですから、福祉のために使うということ、その部分に関して、使途についてどうこうは言いませんけども、手続き上について、何で条例に従って、きちとした手続きがされないのか。ややもすると、基金はすべて役場のお金だから、一般財源の中に全部入れて使ってもいいんですよという、そういう解釈になるのか。私はその点が一つ疑問として思っております。目的に沿って使っていないんじゃないかなという疑問ですね。あるいは手続き上、そういう段取りを踏まえないまま予算計上し、担当も知らないまま進んでいる、それが基金の使い方かなと、その点について、町長は難しいかもしれません。助役さんの方がいいかと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（相馬俊行君） 助役 阿南哲也君。

○助役（阿南哲也君） 社会福祉振興基金でございますけれども、目的といたしましては、高齢者、障害者等の福祉の推進、増進に要する経費の財源とすることとなっております。この福祉の考え方、広義的に考えるのか、あるいは狭義的に考えるのかということが問題になるかと思いますが、これにつきましては、当初予算編成のあたりで財源充当いたしております関係で、企画財政課長の方から答弁いたさせます。

○議長（相馬俊行君） 企画財政課長 村上源喜君。

○企画財政課長（村上源喜君） 第1点目でございますけれども、現在、基金の積み立て等がなされていないがというようなご質問だと思います。現在、積み立てしておりますのは、来年度の利子相当額、それと別枠で積立をいたしておりますのが財政調整基金でございます。

2番目の社会福祉振興基金の用途についてということでございますけれども、これにつきましては、条例の目的が高齢者、障害者の福祉の増進に要する経費の財源とするということがございまして、現在、これを使っておりますのが、今年の予算で申しますと、中央小学校への児童のヘルパーの派遣事業、それと道路の段差解消等をなくすための美化側溝の事業、それと庁舎の福祉の窓口が高いということで、そちらの方を低くするための事業に今回は使用させていただいております。

次に、委員会等が開かれていないというようなことでございます。これにつきましては、設置条例の方では、町は基金を処分することができるというふうに出ておりまして、次に、委員会の方の規則でしたか、要綱がございますが、その中には委員会を開きなさいと、委員会を開きなさいというのが、これは地域住民の方に助成する場合は、その内容等審査するというので、委員会を開きなさいということになっておりますが、町が直接、今回、使用しますので、これは当然、議案として議会の方にご提案申し上げますので、その分はこれにつきましては、条文化されていないと、そういうふうに理解しております。よろしく申し上げます。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 1つは、財源に充てる場合には、基金の全部、いわゆる処分の項目ですね、処分の項目をどう解釈するかですよね。ただ、少なくとも自治法の中においては、僕の解釈では、条例はどう解釈するか別ですけれども、条例の中には基金はそういう目的がはっきり決まっているんだから、一般財源の中に入れるのはおかしいですよという部分ですね。使う部分に関しては、ここは福祉関係だけ

ら、大いに結構、何でもいいんですよ。ただ、一般財源に充てて、これはその分を使いましたというやり方じゃなくて、ここは特定財源ですね、ですから、目的が決まった部分として、その部分を使うという形の計上の仕方は僕はもっとわかりやすいんじゃないかなと思います。実際、委員会等において、いろんな審議をする場合に、僕も勉強不足でしたよね、建設課長に失礼ですけども、やさしい美化側溝難とか、当然入っております。以前は2,000万円でしたけども、今1,000万円ですね。僕は建設費の方から出ていると思ったわけですよ。建設費をちゃんと組んでそういう部分としてですね、一般財源の普通の建設費、あるいは事業費、そういった中から出ていると思ったけども、美化側溝に関しては、社会福祉振興基金の方から出しますとか、そういうやり方になっているけども、金額がどうのこうのじゃなく、福祉のために役立てば使っていんですけども、ある面、目的がはっきりしないようになってしまうんじゃないかなと、そう感じるわけです。もちろん福祉のために使いますといえば、それまでです。すべてが福祉のために、元々の役割は福祉のためにがんばるんですから、すべてが福祉のために。ただ、こういう部分は本来、住民の皆さんに見える形で、本当に身近な部分として、そういう用途について使うべきじゃなかろうかなと思っております。この処分に関する部分の解釈で、多分に違うとは思いますが、企画財政課長がおっしゃいますように、処分のやり方がそのまま内々で一般財源に入れていくということになれば、当然、ほかの課、あるいは僕達もそうですけども、わけがわからないようになるわけですよ。予算の説明の時には、そういう詳しい部分はされていませんし、こっちが勉強不足と言えばそれまで。しかしながら、目的がある部分の基金をそういった形で使うということになると、福祉の方のある面、切り捨てというふうな形に近い解釈ができるかと思っておりますので、再度、処分について、それと、もう1つは処分ではなくて、要するに、基金からお金を借りたら、その部分の返済する目的、期間、利率を定めて、また戻さないといけないわけですね、基金の中のうたい方としては。その部分について、そういう使い方は今までされていなかったのかもお聞きしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 企画財政課長 村上源喜君。

○企画財政課長（村上源喜君） 処分につきましては、確かにおっしゃるのように、当初予算の説明の中でも特定の目的基金につきまして、どの項目に充当したということは述べておりませんので、今後につきましては、わかりやすい方法でそういった説明ができるように、検討を加えていきます。

次に、先ほど、議員、言われましたのは、繰り替えという方法だと思われま

繰り替えにつきましては、確かにある一定期間、その特定の基金から他の例えば、予算の方に、これは予算化する云々ではなくて、しばらくその基金から借りるということでございますけども、そういった運用は制度上、認められておりますけども、現在、私の知っております範囲では確かなかったように記憶しております。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） ありがとうございます。

実は、もうやがてですけども、出納閉鎖が終わって、9月には決算認定ですね、決算報告を出されますけども、実は、監査報告の中の1つとして基金の管理については、報告義務として上がっているわけです。去年、一昨年、一昨年の監査の意見書を見る中においては、基金の管理運営についての報告がされていないし、あったのは去年の場合は1件ですね。高額医療の助成していく部分の基金がありますよね。それだけが報告されているだけで、ほかの部分の基金に関してのお金の出し入れ部分に関してはされていなかった。一般財源の中に入れるからってそれしないでいいというわけじゃないと思いますので、そのあたりはひとつお伺いしたいと思います。助役、監査されていたので、助役の方にそれはお聞きしたいと思います。

次に、質問回数が制限がございますので、もう1つの基金、人材育成事業、これは名前が高森町のふるさとづくり対策事業基金という名称でありながら、要綱については人材育成事業助成金と、これは大体統一した方が一番よかったんですよね。わけわからんです。2つあるのかと一瞬思うわけですよね。

この用途については、いわゆる理解されない方もいらっしゃるかもしれませんので、まず、国がやった1億円をもらいましたよね、7,000万円を温泉を採掘するのに使って、残りの3,000万円を人材育成のために貯金しようということで、それを1つの基金として設けております。その基金運用ということで、私の知る限りにおいては、3年生以上の議員さん達だったと思うんですけども、モンタナに行かれましたし、あるいは伝統芸能ということで風鎮太鼓等も行ったのかな、そういう形で使途されております。

今現在、3,000万円の原資がございまして、その部分の利子が今、390万某かあるかと思っておりますけども、一口で言って、この人材育成事業等助成金、高森町ふるさとづくり対策事業基金、使い勝手が非常に悪いと、申請しても、なかなか最初から門前払いで、それは無理ですよって最初に答えが返ってくるわけですね。今まで政治色の強い、ある意味では基金だったのかなという気もいたします。せっかくある基金、もう少し使い勝手がいいように変えたらどうかと、むしろ変えるべ

きであって、原資3,000万円を割ってはいけませんという、その部分の項目も外して、全く新しい使い勝手のいい人づくり人材育成のために私は使うべきではなかろうかなと思っておりますので、その2点について、助役さんに最初、お答え願って、その次に、町長の方にお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 助役 阿南哲也君。

○助役（阿南哲也君） 監査意見書に付しますのは、定額資金運用につきまして、高額療養貸付金500万円でございますけども、これの年度間の確認するというのが一応決められております。

それから、その他一般の基金につきましては、監査資料等でお示しがしてあります。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） ふるさとづくり基金ということでございます。先ほど議員さんがおっしゃいましたように、私どももモンタナの方に研修にまいったのも事実でございますし、また、台湾等におきましても、伝統芸能ということで行かれた記憶がございます。平成元年の基金ということでございます。17年経っておるわけでございます。地域づくりを行い、創造的な豊かなまちづくりに資するというところでございますけども、17年経過したということで見直しも必要な時に来ているのではと思っております。

3,000万円につきましては、金利を利用するというふうにお聞きいたしております。

今、ちょっと17年経って、時代にそぐわないということは当然見直しを、議員の方々にも相談して見直しをしていきたいということでございます。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） ありがとうございます。

実はもうずっと眠っているお金ですので、やはり私はこれは全部使えというのではなくて、本当にためになる使い方を協議しながら、僕はつくるべきだと思っております。もう十何年使って、金利だけの運営しかできないということであれば、制限がございますので、やはり借金をどうと答えられる質問ではございませんけども、目的を絞る形で使うのか、はたまた財政上のやり取りが苦しいから、そのまま廃止条例をつくって、一般の財源にぶち込むか、どちらかですよね。せつかくあるから、使途をつくって、別な形でいろんな助成をするやり方、地域に対して助成をしていくやり方として使うのか、来年度予算がつくるのが厳しいからここで3,0

00万円崩して、廃止条例をつくって、そして一般財源に繰り入れるかのどちらかしかないと思うわけです。そのあたりの考え方、具体的にどう進めるかですよ、そのあたりをお聞きしたいと思います。

それと、話が前後しますが、そういったことをやる上においては、町長が福祉という部分に関して、どうとらえていらっしゃるのか、福祉とは何ですかと聞かれた時に、福祉とは難しいですよ、難しいですけども、福祉とはこういうものですよというふうに町長のポリシー、考え方、それを併せて伺って、その3,000万円についての具体的な策という部分を課長の方からお答え願いたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） まず、基金の方でございますけども、やはり平成元年と申しますと、金利等につきましても、かなり高額だったかなと思っております。3,000万円しておきますと、150万なり200万なりですね、高額な金利が多量に入金いたしておりましたが、今は微々たるもので、とてもじゃないが、皆さんもご承知のとおりでございます。この基金につきましては、さっき申しましたように、皆さん方とご相談してまいりたいと、そのように思っております。野中議員さんの方から計画はどのようにしたらいいかということについては、ご相談してまいりたいと、そのように思っております。

また、福祉については、どうかということでございますけども、福祉と申しますと、障害者・高齢者等弱者の方のみを福祉のように聞こえがちでございますけども、福祉とは元気であれ、誰であれ、社会が福祉社会と申しますように、いろんな方々の行動等に行政として皆様方にご奉仕ができるのも1つの福祉の一環ではなからうなと思っております。

言葉で言いますと、パッと見える形では段差をなくせば1つの福祉かもしれませんし、高齢者の方々にボランティアでいくのも1つの福祉の手伝いにならうかと思っております。いろんな考え方があると思っておりますけども、町民の皆様には行政としていろんなことに携わることにおきまして、私ども行政の方からしてやれるのも1つの福祉ではなからうかなと思っております。一概にこれが福祉でこれは福祉ではありませんというのは、私は考えておりませんし、そのように思っております。

○議長（相馬俊行君） 企画財政課長 村上源喜君。

○企画財政課長（村上源喜君） 見直しの具体的な内容ということでございます。今、町長の方から皆様にご相談申し上げながら、そういったふうに対応していくということでございますが、地域づくりということから考えますと、野中議員さんの先ほ

どの言葉の中に住んでいて良かった地域という言葉もございました。そういうことで、やはり地域の方が住みやすいような、例えば、これはあくまでもたとえですけども、そういった部分にもそういった基金を充当できるようなことも含めて、幅広く検討していきたいと考えております。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） ありがとうございます。

眠っているお金ですので、有効に活用していく方法、早急に私は見つけていただきたいと思います。

もう1つ、基金あるいは地域づくりに関してですけども、町の中にいろんな審議会、あるいはその答申する時、諮問する時に、いろんな審議会、委員会、そういったのをつくる中において、やはり今回はこの基金の運営に関して、そういった部分ができるかと思えますけども、その中に併せて考える中で、町長に1つお願いなんですけども、町長がお気に入りの人間をぱっと委員として集めるわけですよ。となると、当然、集めた段階から答えは見えているわけです。例を言うときりがありませんので、身近な例でいけば、例えば、行革の委員さん、そのあたりも答えは見えておったと。あるいは、報酬等審議会、そのあたりについても、わずか1日の審議で恥ずかしい話ですけども、わずか1日ぐらいの審議で答えが出て、出た答申が議会にさらに答申がされているような内容、そして議会が審議して、またそれを町長にお返しするという、非常に変な報酬等審議会の内容でもございました。そのあたりを考えると、やはり厳しい意見でもいいから、そういう意見を言ってくれる人、そういった形で審議会のメンバーを構成してもらわないことには、集まった段階から答えが見えているような審議会では何も意味がないと思いますので、これは失礼な言い方でございますけども、現にそういう例があるということで、最後にそのあたりについて、基金の運営管理、そして委員について、どういった形で進めていきたいかをお聞きしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 基金運営につきまして、私が先ほど申しましたように、十分相談しながら、運営して、1番、2番なしに何が必要かと、一番必要な分に関しまして、そういう最大の効果が上がるような基金の利用をしていきたいということでございます。

また、いろんな委員会、諮問機関に関しましてのお話でございますけども、私が指名をするわけではございませんし、こう言われてみますと、野中先生が一番そう

いう委員会に入っているように私は見えているのでございます。その点は賑やかでございませうけれども、次世代育成に関しましても、保育園に関しましても、ほとんど社会福祉に関しましても、6番 野中先生が一番入っておられます。本当に感謝を申し上げます。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三君。

○6番（野中謙三君） 審議会の現場については、福祉関係は別としてという部分をお願いしております。ただ、審議委員の皆さんには慎重に審議していただいている部分については深く感謝を申し上げます。しかしながら、住民関係ではそういうふうな部分として、受け止められるという部分は、町長の方も少し考えていただきたいと思っております。

まちづくり、地域づくり、そして、福祉の豊かな町、住んで良かった高森町、町長もおっしゃいます。住んで良かった高森町、挨拶の時にいつも言われます。本当に住んで良かった高森町にするにはどうしたらいいか。やはり制度を少し変えてみる必要もあろうかと思っておりますので、是非ともまちづくりについては、今後とも慎重な議論なり、進め方をお願いして私の一般質問を終わりたいと思っております。どうもありがとうございました。

○議長（相馬俊行君） 6番 野中謙三の質問を終わります。

お諮りいたします。

暫時休憩したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 10分間休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時13分

再開 午前11時26分

-----○-----

○議長（相馬俊行君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

7番 本田生一君。

○7番（本田生一君） おはようございます。7番 本田生一でございます。

今回、私は通告してございますゴミの問題について質問をさせていただきます。

ゴミと言いますと、大変幅が広がっておりますけれども、いろいろなゴミから関連すれば、ゴミ焼却炉でございましたり、その焼却炉につきましては、どんな自治体でもあまり喜んでつくっていただくような施設ではございません。ダイオキシンの

問題があったり、いろんな問題がございます。

世界各国で今、いろんなお話があつておりますけれども、二酸化炭素の問題で今地球温暖化というようなことで、大変な問題になっているわけがございますけれども、この高森町管内におきまして、様々なゴミが出ているわけでありましてけれども、そのゴミの排出量、ゴミの現状等につきまして、わかる範囲内で質問をしたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 7番議員さんのご質問でございます。今、確かにおっしゃいましたように、温暖化、本当に地球規模の温暖化が続いているわけがございます。いろんな燃料、排気ガスにいたしましても、いろんな規制等も行われておりますし、最近では、三菱自動車さんの、三井物産ですか、排気ガス汚染の問題等も少し無理をなされて刑事問題なり、かなりの批判を受けております。なかなか科学技術、いろんな問題、つりあわない部分が多々あつているのも現実でございます。

私どもはお陰様で、こういう自然環境のすばらしいところにおりますし、少し縁が遠いかなと思っておりますけれども、いつまでも安心はしておられませんし、やっぱり私どもも十分そういうものに関しましても、注意していくべきだろうと思っております。

また、今日は、町のゴミ処理ということ、またゴミについてでございますけれども、私も今、広域事業の方に参加いたしますには、やはり本当に多額のお金を支出しておりますし、元々12カ町村でできる時には、やはり多額のお金がかかるから、やはり広域の方が一番安くつくのではなからうかなということが、まず最初に行われたものだろうと思っております。今は1市3町3村でございますけれども、やはりそのあたりの負担金も当然増えてくるのも現実でございます。

現在は、私ども今、ほとんどの部分は、未来館の方に持って行くわけでございます。リサイクルプラザの方には、阿蘇郡は小国と南小国だけが燃えるゴミだけを滝見苑ということで処理をなされておりますし、リサイクルプラザの方には阿蘇1市3町3村が参加をなされておるところでもございます。

いろんな面を計算いたしますと、今回、大きな事業といたしましては、し尿処理問題が大きくクローズアップされて、平成19年度から海洋投棄ができないということでございます。今回、広域事業等でも全体的なお金に換算いたしますと、約30億近くの工事等が発注なされております。平成19年3月31日までに完成がなされるものと思っております。

数値的なものは課長が申しますけども、町の方からリサイクルプラザの方に持ち込む量にいたしましても、かなりの量でもございますし、そのことにおきまして、大変な経費も出費いたしております。私どもといたしましては、なお一層の減量化として区分の徹底、それを住民の方々にも周知徹底するように、そして、ご協力いただきますように、今後とも努力してまいりたいと思っております。どうかよろしくお願いをいたします。

○議長（相馬俊行君） 保健福祉課長 佐伯秀和君。

○保健福祉課長（佐伯秀和君） それでは、ただいま町長の方から概略申し上げましたので、私は量的なことを少しご報告をさせていただきます。

可燃物と不燃物に分けてございますが、可燃物は先ほど町長の方からお話申し上げましたように、加盟しております市町村が持ち込んでおりますのが、年間で、可燃ゴミの場合1万2,881トン、このうち高森町分が1,633トン持ち込んでおります。これは、1世帯当たり換算いたしますと、約610キロ、これには、業務用が入っておりますので、完全に家庭ゴミだけではございませんけれども、業務用を含めまして、そういうことでございます。

以上でございます。

○議長（相馬俊行君） 7番 本田生一君。

○7番（本田生一君） ありがとうございます。

その次に私ちょっと質問しようかと思っておったんですけども、ゴミの量が今大体1家庭におきまして計算しますと610キロぐらいだということで、今お話がございましたけれども、各家庭で610キロということでございますけれども、今、高森管内におきましてのゴミの収集の回数についてちょっとお伺いしますけれども、山東部と町部の回数が違うわけでございますけれども、町部では週2回集めております。山東部におきましては、今、2週間に1回というようなことで聞いておりますけれども、それは間違いないですね。

山東部におきまして、2週間に1回ということでございますけれども、このことにつきましては、課長さんの方にもうちょっと回数を増やしてくれとか、いろいろな要望なり、そういう相談があつておるか、あつていないかをお伺いしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 保健福祉課長 佐伯秀和君。

○保健福祉課長（佐伯秀和君） 個別には今私のところに1回だけございましたけれども、それと、町長が就任されましてすぐに、町政座談会というのを各地で行いまし

た。その時に、津留地区の方からお一人だけゴミの収集を増やしてほしいというようなご要望がございました。それと、電話で1回いただいて、この2回だけお聞きしております。

以上でございます。

○議長（相馬俊行君） 7番 本田生一君。

○7番（本田生一君） 先ほども町長さんの方からお話があったおりました。いろんな経費の負担とかがあるわけでございますけれども、これはこのような要望なりとか、相談なりが、1人とか、2回ほどそのような話があったというようなことでありますが、私は先ほど、お話がありましたとおり、家庭から大体610キロくらいのゴミが出るというようなことで、私はこのゴミが何も問題がないというようなことであれば、この610キロのゴミが出ているわけでありましたが、このゴミはどう処理されているのか、そこら辺は福祉課長さん、いかがでしょうか。

○議長（相馬俊行君） 保健福祉課長 佐伯秀和君。

○保健福祉課長（佐伯秀和君） 具体的に調査したことはございませんけれども、山東部の方におかれては、畑に返すなり何なりということで、可燃物、可燃物といいますが、食事の後の残飯等はそういうような処理をされているのではないだろうかと思えます。

それと、ご存じのように、スーパー等で買いますと、トレーの、これがかなりの量になってまいります。そういうものがないものをお買いになっているとか、そういうことで処理していただいているのかなというような感じはいたしております。実態について調査したことはございませんので、よくは把握はいたしておりません。

そういうことでございます。

○議長（相馬俊行君） 7番 本田生一君。

○7番（本田生一君） 私の家庭の中でも一緒なんですけれども、ゴミが非常に、金が貯まるならいいんですけれども、ゴミほどたまるものはないというぐらい出ているわけでございますけれども、2週間に1回ぐらいのゴミの収集で今山東部回っているわけでありまして、この2週間も生ゴミなんかを今課長さんの方から畑に返したりとか、肥料にしたりとか、そういうふうを考えている方も私はおられると思います。後は、私はどこかに捨てたりとか、どこかで燃やしたりとか、そのようなことは私は絶対あっていると思えますけれども、そのようなことは保健福祉課長さんの方からそうされているんじゃないかと、そういう話は先ほどの例ではごさい

ませんが、それは言われたいのが当然であります、私は何でこのような質問を申し上げますかと申しますと、やはり2週間もゴミを家に置いたままにしているような状態が、この特に夏場なんかでございまして、臭くなったりとか、いろんな話を聞きますと、奥さん達が一番多いんですね。子どもさん達がおられるところなんかは、こういうことを話すとなんです、おしめですね、お年寄りの寝たきり老人の方がおられるところでは、おむつですね、おむつなんかの処分に大変困っている、そのような話をされております。今後におきまして、今、2週間に1回なんですけれども、先ほど、負担がかかるというようなお話でございましたけれども、今後、2週間に1回が10日に1回になるのか、そのようなお考えがあるのかないのか伺いしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 保健福祉課長 佐伯秀和君。

○保健福祉課長（佐伯秀和君） ステーション、今、ゴミ出すステーションがございまして、これにつきまして、私どもの方と南阿蘇、ご存じのように、そこに南部の中継基地がございまして、南部の町村はそういうことで収集を含めて、負担金を払ってその南部中継基地に持ってきているわけですが、ゴミ出すステーションが私どもの方でこの南阿蘇村と私どもの方で431カ所ございまして。このうち何と260カ所は高森町にあるというようなことございまして、半分以上はもう高森町にステーションが設置されているということございまして。それと、もうご存じだと思いますが、山鳥、井上、それから小倉原の上辺りに別荘がたくさん出てきております。もちろん定住されている方もいらっしゃるわけですが、こちらの方にもステーションを建設してほしいというようなご要望がたくさん来ております。

それと、白水、久木野、このあたりにも別荘地がございまして、これに定住されている方も、俵山トンネルなどできて、定住して、通勤されている方もいらっしゃいますので、このあたりの方もステーションをつくってほしいというような要望が出ているということ聞いておりますので、いずれにしても、現状の収集体制では、どうしてもステーションをつくっても収集が非常に無理が生ずることがございまして、車を増やして、収集活動を増やす必要があるかなというふうに思っております。その時に、併せて、今の山東部の方々についても、回数を増やせないか検討してもらいたいと思います。

当面、大変不便をかけていることは承知いたしておりますが、できるだけそういうことのご要望にお応えできるようなことを参画しております市町村と協議してまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（相馬俊行君） 7番 本田生一君。

○7番（本田生一君） 今、課長さんの方から別荘、皆さんもご承知のように、小倉原、色見の方で別荘が大変多くございます。そこら辺の話も私、ちょっと話してみようかなと思ったんですけども、今、課長さんの方からそのような考えがあるというようなことでございます。山東部におきましての回数等につきましては、今後、いろいろ町も負担が大変かかるわけでございますけれども、私もあまり金がかかる、負担のかかる話をお願いしたくはございませんけど、町民は平等であるのが当然であろうと私は思いますので、できる範囲内でどうぞその検討方をよろしくお願いを申し上げます。

早く終わりましたけど、私の質問、これで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（相馬俊行君） 7番 本田生一君の質問を終わります。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） 9番 後藤和昭君。

○9番（後藤和昭君） 9番 後藤です。

高森町の防災対策について質問をいたします。

いよいよ長雨のシーズン到来と申しますか、梅雨前線の北上とともに、これから秋にかけて、最も大雨や台風が集中する時期である。その上、いつ起きるかわからない地震と自然災害の恐ろしさに対して、どこの市町村においても、防災マップ等の作成をして、災害を未然に防ぐために、あるいは最小限にするための努力がなされているが、山間部の多い本町においては、洪水、浸水、土石流の発生する危険性が極めて高く、一昨年水俣市の水無川での土石流は一瞬にして尊い生命を奪ったことがまだ記憶に新しいことである。その水無川との地形がよく似たところが町内に多くあるように思われるが、大雨に対する危険箇所の把握は十分なされているのか、また、大雨注意報や重大な災害の恐れのある警報の出し方、独自の情報の出し方があるのか、情報の遅れが水俣市の水無川災害では大きく報道されたが、高森町は町民に対してどう伝えていくのか、町長に質問いたします。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 9番議員さんのご質問にお答えをいたします。

確かに、いろんな災害等、今梅雨に入ってきたところでもございますし、大体災害は一般的に忘れたころにやってくるというのが常説でございます。去年も大型台風の到来、また大雨によりまして、村山地区におきましては、2回ほど避難をし

て、林業総合センターの方に避難をしていただきました。本当の意味でのまだ災害対策は十分でないというのも現実でございます。県・国の方にもお願いし、砂防またいろんな災害につきましては、縷々お願いをしまいでいるところでもございます。

今、防災について、いろんな土石流、また土砂崩壊、いろんなことはどうかということでもございますけども、箇所数は、総務課長の方からお話をいたしますけども、いろんな箇所については、当然、ピックアップしてございます。それについては、逐次お願いをし、また各地域の消防団の方々、いろんな地域の駐在員の方々をお願いし、いろんな情報については、縷々情報の報告をしていただいております現状でございます。これほどの山東部、これほどの広域にわたります面積を持っている高森町はどこが崩れてもおかしくないというのが現状でもございます。

私どももいろんな注意報、地方の情報の伝達、またいろんな防災等の会議等に基づきまして、今後とも気象台から示されますいろんな情報を最大限に利用し、また県ともタイアップしながら、この防災対策に努めてまいりたいと思っております。

○議長（相馬俊行君） 総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） 9番議員さんの質問にお答えをいたします。

私ども防災会議を先に開いておりまして、その中でも危険箇所ということで、重要水防箇所3カ所、急傾斜地崩壊危険箇所7カ所、山腹崩壊危険箇所31カ所、土石流危険箇所15カ所など、121カ所の危険箇所を示しておりますところでございます。

また、熊本県の大雨洪水注意報、警報の基準につきましては、昭和63年4月に制定されまして、その後、基準の変更がなされないまま現在に至っておりますが、5月25日に開催されました阿蘇地方防災会議におきまして、新基準が熊本気象台から示されております。最近、テレビでもご存じかと思っておりますけども、阿蘇地方における大雨洪水注意報につきましては、新基準は1時間雨量40ミリ、3時間雨量60ミリ、24時間雨量120ミリ、また、警報につきましては、それぞれ1時間60ミリ、3時間120ミリ、24時間250ミリとなっております。今月の15日から運用が開始されたところであります。

新基準につきましては、時間雨量がともに基準値が上がりまして、警報、注意報の発表回数が以前より少なくなったということでもございます。それと反面、的中率が向上しまして、気象台が言っております空振りも減少するとのことであります。このことから災害と警報、注意報等の対応はよくなるかと思われま。

先ほど、町長が申しました高森町地域防災計画の中でも特に災害の発生が予想される場合には、防災行政無線、町の広報車、消防の広報車、サイレン等により伝達するというようになっております。

○議長（相馬俊行君） 9番 後藤和昭君。

○9番（後藤和昭君） 自席から失礼いたします。

総務課長の説明の中で、災害危険箇所が町内において大体121カ所というように話されましたが、その地域の人達は十分にその危険箇所について認識を持たれているのか、それから、要するに、防災無線と広報車等によって、伝達をするというようなことですが、町民の方には十分にその手法等がわかっているかどうか、その辺をお尋ねいたします。

○議長（相馬俊行君） 総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） 危険箇所がわかっているかということでございますけれども、私どもも昨年、もしもの時のために、防災マップ保存版というような、こういうやつを各戸に配布したところでございます。このことは、住民の適切な避難誘導を行うためには、日ごろからの位置づけが重要であるという観点から対応したところでございますし、この中にも箇所地図から危険箇所までお示しをしておるところでございます。

ただ、こういう保存版等を配りましても、家庭で保存してあるかどうかということにつきましては、少し疑問な点はあるかと思っております。せっかくお金をかけておりますので、もう一度帰られたら、ちょっと片隅の方でも探していただけたらと思っております。

○議長（相馬俊行君） 9番 後藤和昭君。

○9番（後藤和昭君） 総務課長の方から次の避難誘導の方まで踏み込んで話されましたが、町においては、指定避難場所等は決めておることと思いますが、各集落毎に決めてあるんですか。各地域毎に決めているのか、また、その指示は誰がどのように出すのか。一人暮らしの一人住まいの高齢者の避難誘導はどのように行うのか。避難場所等の指定は全町民に浸透しているのか、その辺をお尋ねをいたします。

○議長（相馬俊行君） 総務課長 岩下健治君。

○総務課長（岩下健治君） 私どももこの危険箇所につきましては、建設課とも県ともタイアップしているわけですので、これは住民の方のご意見等もお聞きをしながら、危険箇所は設定してあるものと考えております。

それから、避難の時ですけれども、災害によりまして、危険な状態にある住民に対

しましては、早い時点から避難準備情報、いわゆる気象情報の伝達等を伝えまして、さらに災害が起こりうるという時には、避難勧告、さらには避難指示を実施し、住民の生命及び身体を災害から保護し、人身の安全を図らなければならないと考えております。

避難場所につきましても、この後ろの方に一覧表として掲げておりますし、先ほども申しましたように、住民の方々それぞれ地域におかれて、避難の場は違うかと思いますので、自分がこの避難場所へ行かれる経路をもう一度確認をお願いいたすところでございます。

避難基準につきましては、防災計画の方でも書いてありますけれども、避難勧告の伝達方法といたしましては、先に述べました予報警報伝達に加えまして、方法が利用できないということであれば、職員を使者として使わずということにしております。

特に、災害弱者につきましては、消防団、駐在員、嘱託員、地域婦人会等と緊密な連携を持ちまして、対応をしていきたいというふうに考えております。

○議長（相馬俊行君） 9番 後藤和昭君。

○9番（後藤和昭君） 万事怠りなくお願いしたいと思います。

それから、3番目でございますが、集落における道路整備について、これは、いろんなことが含まれておりますが、主要幹線と集落をつなぐ道路で、幅員が非常に狭く、離合箇所もなく、緊急車両等も思うように入れないところがあるが、危機管理の面から急がなければならないが、今後どのように進めていくのか、お尋ねいたします。

○議長（相馬俊行君） 建設課長 色見隆夫君。

○建設課長（色見隆夫君） 今おっしゃいますように、町道につきましては、町道が住民の生活に直結した道路であり、社会の実情に合致したものであるというようなことを基準に、緊急時の場合でも安全かつ安心に通れる道路ということで、今後、改良等を進めるということにつきましては、大体幅員を4メートル以上また5メートル以下というようなことで計画しております。

9番議員さんおっしゃいますように、道路の状況には厳しいところもございますが、必要な箇所に必要な道路というような状況の中で進めてまいろうと考えております。

○議長（相馬俊行君） 9番 後藤和昭君。

○9番（後藤和昭君） 最後の質問は、町長に答弁をいただきましたかったです。なぜ

なら、執行権者でございますので、建設課長はその下でございます。厳しいところがございましたが、安全で安心して暮らせるやさしいまちづくりとは、不安をなるだけ与えないことである。町長もいつも言われている、災害は忘れたころにやってくる。忘れもしない昭和28年6月26日の大水害、あれから52年、できることなら、各地域毎の避難訓練等を含む行政指導はできないか、また、その中によるいろいろな役割分担等ができることが望ましい。今一度、災害に対して、心を引き締めてほしい。なお、予定として、7月30日、31日、新潟県の山古志村の子どもと親、また福岡県の玄海島の子どもと親がアグネスチャン氏の協力のもとに上色見小学校の跡地に来ますので、皆さん奮って参加していただき、話を聞いて、参考にしてほしいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（相馬俊行君） 9番 後藤和昭君の一般質問を終わります。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） お諮りいたします。

12時が迫っておりますけれども、続けますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 一般質問を続けます。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） 12番 三森義高君。

○12番（三森義高君） こんにちは。

私は、県道熊本～高森線について質問いたしたいと思います。

県道熊本～高森線におきましては、南郷6ヶ町村において、現在は1町2村でございます。全線開通を待ち望んでいるところでもありますけれども、俵山トンネルも平成15年10月10日に開通し、熊本～高森間も大変時間短縮されたものであります。特に、通勤時間帯や観光の時期などは大変利用がしやすい、また便利でもあった大変すばらしいご意見も聞いておるところではありますし、自分達としても、俵山トンネルを常時利用しているのも事実でございます。

ここで気になりますのが、高森地内の土地の交渉等は現在どの程度進んでいるのか、交渉につきましては、町長が議員でもあります時に、現在の議長と地元議員として地権者にごあいさつをされ、お願いをして回られた経緯がございます。

あれから3年、大変月日が来るのは早いものでございます。当時は、本当に献身的に前向きに取り組んでいただけるというお話をお聞きし、私ども大変安心をし、

今日までおいておったわけでございますけれども、現在まで何ら工事等も進捗しておらないし、大変心配しているところでございます。

特に、県道熊本～高森線におきましては、路線を変更されたということもございまして、県としても大変対応に苦慮されておったのも事実でもありますし、地元としてもいろいろと問題点も今日まであったのも事実でございます。いろいろ交渉をなされておりますけれども、担当課長にお聞きをしますと、もう大体目安はついておりますけれども、なかなか調印までには至っていないと、いろいろ条件等があるというようなお話を聞いております。

私どもが一番心配をいたしますのは、交渉というものは、早く承諾をなされたお方、また交渉がなされておりますけれども、現在まで調印がなされておらないということになりますと、非常にまたここに問題等が出てくる、交渉というものはそういうことが往々にしてあるというのが事実でございます。交渉事は長くなりますと、また様々な思惑が出てまいりますし、やり始めたら徹底的にやっていただかなければならない経緯もあろうかと思えます。

地元の条件というのがついておりますということでございます。その条件というものが何なのかと言いますと、今現在、県道熊本～高森線として供用されております部分のいろいろな付帯工事関係のようでございます。そこらあたりにつきましては、あくまでも町長として、政治的な見解のもとで県との交渉あたりも前進してやっていただかなければ、担当課長では当然なり得ない、し得ない部分があろうかと思えます。そこらあたりは町長になった以上は、そこらまでの責任感というものを持っていただきたい。そういう気がするわけでございます。

そこで、また第2点といたしまして、私は湧水館等の駐車場整備をはじめ、トイレ等の整備も100%までとはいかなくても、大体整備は順調に進んでおります。また、高森地内が終わりますと、旧久木野、白水地内を早急に終わると聞いております。町長としてのお考えをお尋ねをいたしたい。と申しますのが、今現在、交通の流れと申しますのは、あくまでも県道熊本～高森線を通ってきておることは否めません。あくまでも325号線の下町から湧水館の方に大型バスも入っておるといふような状況もございまして、何しろ湧水館から回っていく交通の利便性というのが非常に悪いというのが現在の状況でございます。

そういうことを鑑みますと、早くこの県道熊本～高森線の開通というものをやっていただきたいというのが、私の望みでもありますし、15年度の総合計画の中でも結果的には12月出されております総合計画の中には、目安もついております

し、すぐにも工事も始まるというような書き出しもしてございます。しかしながら、それから1年半、そういう状況であるのも皆さん方もご存じのことであると思います。そこらあたりは大変相手方もおりますし、特に政治的に解決できる部分においては、町長としての権限を大いに発揮していただきたい。ただ整備だけをしていて、交通の便が悪いということをこのまま続けていきますと、非常に高森町の中心市街地、いろいろな事業につきましても、今後尾を引いてまいりますし、その意味合いというものがなかなか観光という面につながっていかないと、私は私なりに考えているところでございます。

また、3点目といたしまして、俵山トンネルが開通してから、阿蘇の観光というものは、特に福岡近郊からの観光客が約8割でございます。その観光客というものが、高森町まで来ておられるのが、以前から比べると2～3割落ち込んでいると、それは去年からでございます。要するに、俵山トンネルが開通してから、2～3割落ち込んでいると、これはあくまでも飲食業、いろいろなそれに関係する方々のお話でございます。それはなぜかと申しますと、結局は、今まで高森を目的にして来られておったのが、俵山トンネルができたおかげで、久木野で用が済ませると、滞在できる場所ができはじめた、できているというのが原因のようでございます。要するに、桜の時期になりますと、どうにかこっちに足を伸ばすと、しかし、その時期がないと、結局は久木野で済まされるものは済ますというような風潮が出ているというようなことでございます。

特に、白水の一心行の大桜、台風災害による倒木でこれまた減少したようでございます。地元の方にお聞きしますと、去年は相当交通混雑もあまり停滞しなかった、渋滞がなかったというようなお話も聞いております。いかに車の乗り入れが少なかったかというのが現実でございます。

観光業者に申しますと、一心行から千本桜へのツアーということで、桜の時期になりますと、ツアーを組みまして、一心行から千本桜のツアーでどうにか千本桜の方に今回っております。千本桜に行く手前の湧水館というところにもまずまず足を止めていただいておりますのも現実でございます。

しかしながら、この状況で観光客が今後増加を見込めるのか、この交通渋滞、交通ルール、千本桜にいたしましても、大型あたりの大変利便性と申しますか、なかなか駐車場、Uターン、いろいろな整備がなされておらないために、大変観光業者さんも頭を痛めておられ、また、地元の方々もその時期の交通渋滞というものには大変苦慮をしておる。本当にスムーズに車が流れるならば、そういう渋滞も起きな

いであろうというような渋滞でございます。

そこらあたりを考えますと、道路というものが一番基本ではなかろうか。特に、俵山、熊本～高森線はあくまでも県道でございます。高森単独で持ち出す金は微々たるものでございます。微々たると申しましても、この財政難では大変かと思えますけれども、非常にこの熊本～高森線の重要性というものはいかなものかと、私なりに考えているところでございますので、以上、3点を申し上げましたが、町長としての見解をお聞きいたしたいと思えます。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 12番議員のご質問にお答えをいたします。

今、12番議員さんの方からもおっしゃいましたように、一時的に県道28号線は大変苦慮いたしました。お話がありましたように、相馬議長、及び津留地区の駐在員さん、また森地区の駐在員さんと平成15年8月12日に始めまして、約1週間ぐらいにわたりまして、各地権者の家庭訪問いたしました。その時点ではあらかた全員の方から内諾は得たところでもございます。そして、同年10月の28日に事業説明を開催し、買収価格、いろんなものを提示し、県の方からも来ていただきまして、その用地交渉に入っておるところでございます。

この県道につきましては、約30年ぐらい前から改良工事がなされて、未だ完了がしていないというのも現状でございますけれども、今回は、最終的と申しますか、何とか俵山トンネル、また新幹線等の開通が6年後にございますけれども、そういう面も見計らってでも、どうしてもこの県道28号線の開通につきましては、地元はもちろんでございますけれども、県の方も一生懸命ご努力をいただいております。

私どもも再三県の方にも出向きましてお願いをするところでもございますけれども、1、2点残地の処理が約600平米近くではございますけれども、残地の処理が少し手間取っておるという部分がございます。県の方にもその残地の処分に関しましては、いろんな車の離合箇所、休憩箇所等も必要かと思えますので、そのような方向でも利用できないかと、何とか土地買収に関しましては、県の方でお願いしたいということを今再三申し上げているところでもございますし、県の方にも直接部長さんの方にも陳情に行つてまいったところでもございます。どうしてもその残地買収ということができないのであるならば、町独自でも考えて、いろんなサインを出すとか、いろんな看板を立てる、ちょうど白水と高森町の境でございますから、そういうふうな利用価値もあるのじゃなかろうかなと思っておりますけれども、まだ

今のところは、県の方からもはっきりした返事をいただいております。

ただ、思いますには、今回の事業に当たりまして、私どもが確認したところによりますと、県の方の説明では、約1億円つけてございます。土地の方とあそこには文化財があるそうでございます。私ども近くにおりますけども、ちょっと地名までは覚えておりませんが、その文化財調査費となっております。今後、その計画路線上に文化財とかあれば、発掘作業等もあるかと思っておりますので、その辺が工事の進捗率に対しまして、少し遅れる懸念がございます。

また、もう1つは、今県道28号が津留部落の中を狭い部分もございまして、走っております。その現在の県道28号は、毎年毎年と申しますか、再度再度舗装を上に乗せてきたために、逆に屋敷の方が、人家の方が下がりがちで、道の方が高くなって、こういう災害、梅雨時に来ますと、オーバーフローし、家の床下に流れ込む、そのような状況でございます。そのあたりが再度、県道から町の方に委託されると申しますか、町道の方に下げる時に、どのような条件を県の方がのんでくれるかは今心配をいたしておりますし、それを私ども行政の方から申しますよりも、地元の方々の方が強い要望もございまして、本当に自分方に流れ込んで大変苦慮しておるということでございます。そこあたりが解決すれば、早急に解決ができるものだと思っておりますし、本年は今、田植え等も行われておりますし、もう面積と測量は予め終わっておりますので、早急に用地買収すると今申しましたように、文化財保存の発掘にかかれるというふうにお聞きしておりますし、今後とも最重要課題として、がんばってまいりたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 12番 三森義高君。

○12番（三森義高君） 町長が今ひっくり返して申されたのか、私は1番と2番、3番という提案の仕方をしたわけでございますが、どこまでが1番なのか、どこからが2番なのかわからなかったのですが、2番の、要するに、高森地内が終わると、旧久木野の白水地域、その部分の工事も県も早急に取り組みたいというような意向も聞いておりますが、その点についての町長としての認識はいかがなものかということが第2点に聞いているわけでございますが、よろしく願いいたします。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 我が町のことだけに一生懸命になりまして、答弁しましたけども、南阿蘇村旧久木野村でございますけども、またそれと白水村にまだ一部ございます。白水村の方は両併の先の方の竹崎ということでございますし、また久木野の

方が温泉がございますところからまだ約2キロほどございます。途中の橋を渡る大きなカーブ、二子石とお聞きしましたけども、お寺の前に大きな橋を竹崎の水源の少し高森よりの南側の方につくるといようなお話ができておるようでございますし、これも測量の方は着工されるんじゃないかなと思っております。また、その手前の西原でございますけども、萌の里と申しますけども、あそこも大変混雑いたしております。大変お客さんの集客力の大きい施設かと思っておりますけども、そこも交通事故等の危険防止、またいろんな面、大変交差するところでございますから、3車線と申しますか、右折左折ができるような、そのような道路改良を早急にやるとお聞きいたしております。それがちょうど金額的には約7,000万ほどかかる。それと、今回は高森町の方に1億円がついているということでございます。

私ども、何でそうやって急ぐかと申しますと、また話が後先になりますけども、やはりせっかく高森町にお出でになる大型バスでいろんな計画をなされてお出でになるわけでございますけども、わざわざ看板を出して、これから先は高森町へは大型は進めませんと、そのような情けない看板を出しているのも現状でございます。両併小学校の所で左折する、また久木野の信号機から前の吉田線の方に大きく向こうからお出でになれば、左折され、阿蘇山上の方にお出でになるというようにございまして、何とか今回ぐらいにそういう大型等も町の方の湧水館、また休暇村等のいろんな観光施設にお呼びしたいということで一生懸命でございます。今の状況であれば、文化財の発掘は大きな文化財と小さい文化財、私どもわかりませんが、それが済めば早い時期に施工ができるものと思っております。

○議長（相馬俊行君） 12番 三森義高君。

○12番（三森義高君） 町長の答弁として、文化財というものが出てきました。これは発掘が終わればということになりますと、そこに何カ月かかるのか、1年かかるのか、2年かかるのか、発掘次第ではこの文化財というものは大変迷惑なものでございます。迷惑と言いますと、大変先人には申し訳なく思っておりますけども、こういう時にこそ大変時間のかかるものであると認識をしております。だからこそ大いに早く、まず文化財発掘をするならするように、するまでの手続きを早く終わらせておかないといかん。まず、手前の交渉が終わらない限りには発掘もできないというのが現状ではなかろうかと思えます。そこらあたりをまず、一番町長が知っておられると、私どもは文化財というものは初めて今日聞いたような次第で、そういうことを存じあげておられる町長ならばこそ、あえて私は冷静にどンドン前に進んでやるべきではなかろうか。担当課長も限度があります。そこらあたりは町長として

の識見をいかに発揮されるよう、特にお願いをするところでございます。

また、湧水館の入場料も年々と増えております。昨年は七千何百万とか、某か上がってきているというのも事実でございますし、それも1人300円、以前は賛助金、協力金の100円という形で運営をしておりました。当時に比べ、入場者数はどれだけ増加しているのか。そこらあたりを大変お聞きしたいところでございます。と申しますのが、今後、先ほども一心行の桜とか、いろいろなものを申し上げました。大型の通行する久木野地区においては、大型が通りますので、何ら問題はないと、白水においては、一心行の桜、そこまで来ていただければ、あとは瑠璃温泉、交通の便もようございますし、325号線という周辺地域の観光施設等が多いということで、大いに利用されておるとというのが現実でございます。

そういうことでございますので、湧水館に対する増加と増加率というのはどの程度、ここ5年間程度進んでいるのか、増加しているのか、担当課長にお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（相馬俊行君） 商工観光課長 岩下昭久君。

○商工観光課長（岩下昭久君） お答えをいたします。

湧水トンネルの入場者数につきましては、過去5年間ということでございますが、平成16年度から5年間さかのぼりますと、平成12年度が31万406名、16年度が26万6,660人ということになっております。5年前に比べまして、約4万3,000人程度減になっています。

○議長（相馬俊行君） 12番 三森義高君。

○12番（三森義高君） なぜ、それをお聞きしたかと申しますと、要するに、7,000万上がったら、湧水館はそう入場者数が増えるぞという認識に立ってもらっておると、非常に困るということを申し上げた。あくまでも300円という金、これでこそ7,000万なり上がりはじめたというのが現実でございます。だからこそ私は大型の観光業者、ツアー等が組める状況をつくるのがまず先決ではないか、そのためには、県道熊本～高森線というものの認識、意識、ここが一番大事なものではなかろうかと、かように思うわけでございます。ただ7,000万増えたということだけではなく、今後、どうしたら観光観光といつも言われております。観光をどうしたら、伸びる状況をつくれるのであるか、今後予算的にも中心市街地というものが出ております。この中心市街地においても、まず、この観光部分、道路の部分を整備し、周辺地区の観光が定着をしまいと、自ずと中心市街地への認識というものが、意識というものが変わってまいります。そうしないと、ただただ

単なる中心市街地の活性化ということで、補助金等々を利用し、いろいろな事業に取り組みましても、自ずとそれに結びつかないというのを懸念しているところがございます。そこらあたりをさらに、商工観光、いろいろな面から広く大きく目を開いていただいて、まず基本は道路ということが一番大事ではなかろうかと、そう私はあえて思いますので、その点について、町長にその答えをお願いしたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 12番議員さんがおっしゃいますとおりでございますし、道路等は地域の近くに住む住民といたしましても、本当に願っておるところでもございますけども、なかなかその用地交渉等が今まで遅れているのが現状でございます。その分が先ほど申しましたように、15年8月からいろんな交渉を重ねて、一つずつ解決をしております。いろいろとお話をお聞きいたしますと、毎年高森線は予算をつけておりましたよと、それが用地交渉等で今日現在まで行われていなかったのも現状でございます。今、12番議員さんがおっしゃいましたように、私も先頭に立ち、株式会社高森町の社長でございますから、十分認識をし、今後、県道28号線改良に先ほど申しましたように、全力を尽くしたいと思っております。

○議長（相馬俊行君） 12番 三森義高君。

○12番（三森義高君） あえて県道熊本～高森線道路ですよという思いを述べました。これはなぜかと申しますと、あくまでも県道でございます。先ほども申し上げました。私はこの道路をただ津留バイパスだけではなく、私は今、上在地内にあります城山民宿、これから上の千本桜の国道へつなぐ道路としての陳情もお願いをしておる事実もございます。これについては、県の土木の方でも測量をしておられますし、何で高森の負担金というものが持ち出しがございます。要するに、手前ができてなくて、先をするわけにもいかんという高森の事情も察しております。その部分については、今なおもって従来までよというのが事実でございます。平成8年にも土木の方にお願いに県の方も上がりまして、その陳情をいたしておりまして、まず、地元の要望というものが出てきませんと、この財政難の折り、早くしないと、なかなか予算的にも措置しづらいというような、大変ありがたい点も聞いておるわけですが、しかしながら、まず、津留地内ができないと、高森としてもなかなかそういう要望が出せないというのが現実です。それは、私も存じております。だからこそあえて今まで申し上げていないのも現実でございます。それができることによつて、本当の交通の流れというものがスムーズに湧水館から千本桜、それから休暇村

・温泉館という1つのコースができあがると、私は思うわけでございます。

先ほどから何遍も申し上げておりますように、千本桜においても、相当に県のお金をつぎ込んで、いろいろな植栽もいたしておりますし、整備も進んでおります。まだまだ千本桜においては、なかなかいろいろと議員さんの方からも質問が出ております。私も就任当時からいろいろとやっておりますけども、なかなか今、お見かけだけの整備がなされております。そういうことで、それが一体化してこそ本当の観光という着眼点に立っていくのではなかろうか。そしてまた、草部南部の物産館、あるいは南部ではそういう部分のルートというものが増えてくると、私はそう位置づけておるわけでございます。

重ねて申し上げますけれども、中心市街地の予算措置が今後無駄にならないように、そういう部分も今後の取り組みというものを早くしていただいて、その次の段階を踏んでいかないと、なかなかそういう計画は成り立たない、これは町の方でやると言いますと、とてもじゃないが、町で単独でできるものではない。県にしても、この財政難の折、大変厳しい状況になってきております。そういう中で、道路延長という新規計画も今後なされていかなければならないという計画をしておるのも事実です。町長として、このあたりのお考えをお聞きいたしたいと思っております。具体的によろしく願います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 確におっしゃるとおりでございます。県道28号線がいかに重要かというのはよく私も認識をいたしております。先ほど申しましたように、土地所有者との交渉等につきましては進んでいない、現在に至っているのをご理解をいただきたいと思っております。

先ほど申しましたように、県の方からも文化財につきましては、あそこの文化財の碑がございませんで、普通の墓地かなと思う程度でございます。いろいろなことを地域の方々にお聞きいたしますと、県の報告では1つの文化財に当たりますということが最近になってわかったのも現状でございます。また、せっかく市街地活性化、いろんな施設と申しますか、予算等につきましても、県のまちづくり交付金等を利用するわけでございますけども、その中にもやはり湧水館から市街地の方に皆さん方に来ていただく、そのような施策を今計画をいたしております。議会の方からも3月議会に許可をいただきましたから、今、設計の方を委託をいたしておるところでございます。それに基づきまして、着実に実行し、またいかに施設の利用ができるか、また湧水館、高森峠、温泉館、休暇村の方からも何ができるか、その視

点から十分考えてまいりたいと思っておるところでもございますし、やはり今、おっしゃいましたように、千本桜に行く道と国道325号線が当たるわけでございますけども、その場合にも何回も県の方に陳情に行きましたけども、国道325号線にいたしましても、千本桜に右折はできない、いろんな不合理な面ができております。ちょうど坂道であるということもいろんな道路にそぐわないという説明でございますけども、やはりつくったのは、県と国でございますから、そのことに関しましても、十分右折ができるようなそのような工事をするに於いて、千本桜はもっともっと利用客が増えるんじゃないかなと。やはり南阿蘇村の一心行よりも千本あるわけでございますから、十分利用価値を含めた、環境問題、今は自然を愛する方々多うございますから、その辺も十分わきまえながら、実行してまいりたいと思っております。

○議長（相馬俊行君） 12番 三森義高君。

○12番（三森義高君） ありがとうございます。

あえて私は最後に申し上げたいと思います。要するに、今、迂回ができないと、千本桜の迂回ができないと、ただ迂回だけを考えていただいてもらっては困ると、あくまでも城山民宿から国道に抜けるまではあくまでも町道です。この部分を今度は県道として、国道につなぐというのが高森町の本来の目的ではなかろうかと、かように思うわけでございます。そういう部分も含めて、町長の方から最後に答弁をいただき、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（相馬俊行君） 町長 藤本正一君。

○町長（藤本正一君） 大変貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございます。

県道28号線につきましては説明をいたしましたように、早急に県の方にはお願いをし、着工できるような、全部ができんにしても、少しでも、どちらからでも着工ができるような、そのようなお願いをしたいと、全線開通と申しますとやはりただいま申しましたように、文化財、いろんなことがあり、あるいは少し遅れる可能性もありますから、できるところからでも用地買収ができるようであればと用地買収していきたいと思っております。

それと、今、町道に関しましても、28号線がつながれば、その中で城山線につきましても、十分検討し、進めていきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（相馬俊行君） 12番 三森義高君の質問を終わります。

これで一般質問は終了しました。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

なお、明日 21 日の会議時間は午後 3 時といたしますので、よろしくお願いをいたします。

傍聴者の方々長い間ありがとうございました。

本日は、これで散会します。

-----○-----

散会 午前 12 時 29 分

6 月 2 1 日 (火)

(第 4 日)

平成17年第2回高森町議会定例会（第4号）

平成17年6月21日

午後 3時05分開議

於 議 場

1. 議事日程

開議宣告

日程第1 意見案第2号 分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める意見書について

日程第2 付託案件の委員長報告並びに採決について

日程第3 議員派遣の件について

日程第4 特別委員長報告について

2. 出席議員は次のとおりである。（14名）

1 番	宇 藤 敬 君	2 番	白 石 博 昭 君
3 番	山 室 克 尋 君	4 番	山 村 將 護 君
5 番	甲 斐 直 三 君	6 番	野 中 謙 三 君
7 番	本 田 生 一 君	8 番	甲 斐 廣 國 君
9 番	後 藤 和 昭 君	10 番	甲 斐 正 一 君
11 番	相 馬 俊 行 君	12 番	三 森 義 高 君
13 番	佐 伯 金 也 君	14 番	後 藤 英 範 君

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（22名）

町 長	藤 本 正 一 君	助 役	阿 南 哲 也 君
収 入 役	芹 口 誓 彰 君	教 育 長	渡 辺 哲 郎 君
総 務 課 長	岩 下 健 治 君	企画財政課長	村 上 源 喜 君
商工観光課長	岩 下 昭 久 君	住民生活課長	瀬 井 公 吉 郎 君
保健福祉課長	佐 伯 秀 和 君	税 務 課 長	二 子 石 衛 君
農林振興課長	岩 下 光 広 君	建 設 課 長	色 見 隆 夫 君

水資源対策課長	後 藤 秀 希 君	高森中央出張所長	田 上 真 一 君
草部出張所長	岩 下 生 人 君	野尻出張所長	桐 原 一 紀 君
収入役室長	佐 伯 実 範 君	教育委員会事務局長	廣 木 富 八 君
オーガニックアグリ センター長	杉 田 則 秋 君	企画財政審議員	甲 斐 敏 文 君
総務課長補佐	古 澤 建 生 君	企画財政課長補佐	後 藤 正 三 君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	長 尾 和 博 君	議会事務局次長	古 庄 良 一 君
--------	-----------	---------	-----------

開議 午後3時05分

-----○-----

○議長（相馬俊行君） こんにちは。

これから、本日の会議を開きます。

お諮りいたします。

お手元に配布してあります日程にしたがって、議事を進めたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。それでは、日程にしたがって議事を進めます。

-----○-----

日程第1 意見案第2号 分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める意見書について

○議長（相馬俊行君） 日程第1 意見案第2号、分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める意見書についてを議題といたします。

本案について、趣旨説明を求めます。提出者を代表いたしまして、7番 本田生一君。

○7番（本田生一君） こんにちは。7番 本田生一でございます。

提出者を代表いたしまして、分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める意見書の趣旨説明をいたします。

皆様もご存じのとおり、現在、首相の諮問機関である第28次地方制度調査会では、最近の社会経済情勢の変化に対応した地方行財政制度の構造改革を推進するため、議会のあり方について審議を行い、秋には答申案が取りまとめられる見込みであります。

そのような中であって、全国町村議会議長会では、第2次議会活性化研究会を設置し、新たな議会のあり方とその活性化方策について鋭意検討が行われ、議会の自主性、自立性を高めるとともに、二元代表制の下における機能バランスを図るための抜本的な制度改革を行うよう、地方制度調査会での意見陳述をはじめ、関係方面に要請活動を行っているところであります。

このようなことから、高森町議会といたしましても、分権時代に対応した新たな町村議会制度の構築について、関係機関に対して、強く要望するものであります。

よって、このことを十分ご理解いただきますようお願いいたしまして、趣旨説明

といたします。終わります。

○議長（相馬俊行君） 趣旨説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本意見案については、原案のとおり採択したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、意見案第2号、分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める意見書については、原案のとおり採択することに決定いたしました。

-----○-----

日程第2 付託案件の委員長報告並びに採決について

○議長（相馬俊行君） 日程第2 付託案件の委員長報告並びに採決についてを議題といたします。

-----○-----

議案第31号 高森町法定外公共物管理条例の制定について

○議長（相馬俊行君） 議案第31号、高森町法定外公共物管理条例の制定については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長 後藤和昭君。

○建設経済常任委員長（後藤和昭君） 9番 後藤です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第31号、高森町法定外公共物管理条例の制定についてご報告いたします。

平成17年6月19日午前10時半から第1委員会室において、全委員出席のもと、建設課長、課長補佐、各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議した結果、全委員異議なく可とすることに決しました。

以上、報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第31号、高森町法定外公共物管理条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第32号 高森町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（相馬俊行君） 議案第32号、高森町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。文教厚生常任委員長 野中謙三君。

○文教厚生常任委員長（野中謙三君） 6番 野中です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第32号、高森町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について、審査の経過及び結果についてご報告いたします。

6月16日、第2委員会室において、全委員出席のもと、関係課長、課長補佐に出席を求め、慎重に審議した結果、全員異議なく可とすることに決しました。

なお、住基カード12名、うち電子申請者が3名とごく少数ではありますが、昨今の社会情勢の犯罪等を見る中において、窓口業務の社会的責任の役割はとても重要であり、防犯を兼ねる意味からも監視カメラの設置の必要があるのではとの意見も出され、今後は執行部において検討されるようお願いいたします。

以上、報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第32号、高森町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第33号 平成17年度高森町一般会計補正予算について

○議長（相馬俊行君） 議案第33号、平成17年度高森町一般会計補正予算については、各常任委員会に付託してありましたので、各委員長の報告を求めます。総務常任委員長 甲斐廣國君。

○総務常任委員長（甲斐廣國君） 8番 甲斐です。

総務常任委員会に付託されました議案第33号、平成17年度高森町一般会計補正予算についての審議結果を報告いたします。

6月16日午前10時30分より、第3・4委員会室において、委員全員出席のもと、総務課 岩下課長他各係、企画財政課 村上課長、甲斐審議員他各係に出席を求め、慎重に審議した結果、全員異議なく可とすることに決しました。

報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 文教厚生常任委員長 野中謙三君。

○文教厚生常任委員長（野中謙三君） 6番 野中です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第33号、平成17年度高森町一般会計補正予算について、審査の経過及び結果についてご報告いたします。

6月16日、第2委員会室にて、全委員の出席のもと、教育長、各関係課長、課長補佐、係長に出席を求め、慎重に審議した結果、原案のとおり可とすることに決しました。

なお、高森東小中学校敷地内に統合保育園の建設予定の説明があり、常任委員会としては、教育委員会及び保健福祉課において、十分協議し、地域住民の理解が得

られるよう慎重に進めてほしいと意見が出されております。

さらには、高森中学校の旧プールの解体、グラウンド整備についての意見等が出され、協議した結果、早期に整備を終えることにより、事故防止にもつながり、有益な教育環境を提供でき、それこそ行政の責任であるとの意見でまとめ、全会一致で早期解決を強く望むものであります。

また、本日、6月21日午後2時45分より、第2委員会室において、常任委員全員出席のもと、委員会を開き、9月定例会ののち、高森町の今後の重要な懸案である介護保険、社会教育、公民館活動等の活発な先進地の視察研修を行う旨の意見でまとめました。

以上、報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 建設経済常任委員長 後藤和昭君。

○建設経済常任委員長（後藤和昭君） 9番、後藤です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第33号、平成17年度高森町一般会計補正予算についてご報告いたします。

平成17年6月16日午前10時30分から、第1委員会室において、全委員出席のもと、農林振興課長、アグリセンター長、商工観光課長、各課長補佐、各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議した結果、全委員異議なく可とすることに決しました。

なお、今回の特定農山村活動支援事業、農産物販売及び観光キャンペーン等、また、福岡のマーケット調査、市場での販売状況等について、所管事務調査を実施することといたしました。

以上、報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、各委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第33号、平成17年度高森町一般会計補正予算については、各委員長の報告のとおり可決されました。

なお、建設経済常任委員長から、また文教厚生常任委員長から報告のありました閉会中の所管事務調査につきましては、報告のとおり実施していただきます。

-----○-----

議案第34号 平成17年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算について

○議長（相馬俊行君） 議案第34号、平成17年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長 後藤和昭君。

○建設経済常任委員長（後藤和昭君） 9番 後藤です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第34号、平成17年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算について報告いたします。

平成17年6月16日午前11時から、第1委員会室において、全委員出席のもと、水資源対策課長、課長補佐に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議した結果、全員異議なく可とすることに決しました。

以上、報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議案第34号、平成17年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第3 議員派遣の件について

○議長（相馬俊行君） 日程第3 議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、お手元に配布してあります内容で派遣したいと思えます。併せて、詳細並びに一部変更があった場合については、議長に一任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件についてはお手元に配布しております内容のとおり決定いたしました。

-----○-----

日程第4 特別委員長報告について

○議長（相馬俊行君） 日程第4 特別委員長報告を議題といたします。

交通総合対策特別委員長の報告を求めます。交通総合対策特別委員長 甲斐正一君。

○交通総合対策特別委員長（甲斐正一君） 10番 甲斐です。

交通総合対策特別委員会のご報告をいたします。

去る6月15日午前11時より、第1・第2委員会室において、委員全員と総務課長、同補佐、保健福祉課長、同補佐、渡辺教育長、教育委員会事務局長、同次長、建設課長、企画財政課長、企画財政審議員、企画財政課長補佐に出席を求め、委員会を開催いたしました。

まず、保健福祉課長から、保育園送迎時における運転手の体調不良による死亡についての報告があり、事前に車両停止された後のことであったため、運転手の方はお亡くなりになりましたが、その際の判断から園児に異常はなかったの報告を受け、今後とも年2回の健康診断と乗務前の健康チェックを確実にすることの再確認を行いました。

次に、災害復旧工事に伴う町民バスの臨時運行について、企画財政課より報告がありました。折り返し、運転区間については、状況を見た上で取り上げることも必要ではないかとの意見もあり、今後、担当課において状況を見た上で判断するよう要望いたしました。

また、産交バスから熊本県全バス路線について見直しを行っており、1便当たり乗車人員が3人以下である路線については、廃止の方向であるとの申し出があったことが報告されました。ただ、本町においては、今回は維持する方向であるという

ことではありますが、将来的には、現在3便を2便とする方向で協議が進むものと思われま。本町も補助金を出している馬見原線については、土曜日運休の方向であるとの報告があり、その運行見直しは本年10月1日から実施される見通しであります。なお、委員により、全面的に廃止をお願いするとの意見もありましたことを申し添えます。その他、高森～大津間を運行している路線の廃止について、大津町から協議があつているとの報告がありました。

次に、特急バスの熊本～延岡線について、現在、山都町経由であります。以前のように、草部経由で運行していただくよう、九州産交へ要望書を提出していることも併せて報告されました。

以上が3月定例会以来の特別委員会における協議概要の報告であります。

以上、報告を終わります。

○議長（相馬俊行君） 議会広報特別委員長の報告を求めます。議会広報特別委員長 本田生一君。

○議会広報特別委員長（本田生一君） 7番 本田でございます。

ご報告を申し上げます。

6月15日本会議終了後、11時40分ごろから委員会室におきまして、会議をいたしました。

私はいつも皆様方をお願いしているわけでありましてけれども、原稿が出揃いませんと、私どもも進みませんので、また、3月の定例会と違ひまして、6月定例会、今回は何か広報誌づくりにちょっと苦慮するところがあるんじゃないかなかなと思ひます。もとながないような感じでございますので、広報誌を出すのに、少し考えなければならぬようなところで、今、広報委員一同、いろいろ策を練っているわけでございます。なるべく早く広報誌を出せるように、常任委員会の皆さん方、また議員の皆様方、一般質問された方、なるべく早く原稿を出していただきますように、お願いをいたします。

終わります。

○議長（相馬俊行君） 企業等誘致特別委員長の報告を求めます。企業等誘致特別委員長 後藤和昭君。

○企業等誘致特別委員長（後藤和昭君） 9番 後藤です。

企業等誘致特別委員会の報告をいたします。

平成17年6月20日午後1時に、委員全員出席のもと、企画財政課長、企画財政審議員、及び同補佐に出席を求め、特別委員会を開催いたしました。

まず、企画財政審議員より、企業等誘致に関する経過及び今後の予定等について説明を受けました。その中で、5月9日に開催の全員協議会で承認を受けた町長名による知事宛のソフトの村実施計画の見直しに関する要望書を一部修正の上、6月11日県に提出した旨の報告があった。これを受けて、議長名による県議会議長宛の要望書も可能ではないかとの意見があり、最終日に全員協議会に諮り、要望書を提出することに決めました。本日、午後3時から全員協議会を行いまして、全員異議ないということでございます。

なお、ソフトの村について、要望書を提出したことを受けて、地元住民との意見交換会等を予定している旨の報告があった。また、青山製作所より製品のメッキ処理施設の設置可能性について問い合わせられていたことについては、県と協議の結果、排水基準等の関係で同意書を必要とする法的根拠はないものの、今までの例から補償が発生する可能性が高いとの報告があった。

以上、報告を終わります。

○議長（相馬俊行君） 行財政改革特別委員長の報告を求めます。行財政改革特別委員長 甲斐廣國君。

○行財政改革特別委員長（甲斐廣國君） 8番 甲斐です。

行財政改革特別委員会の報告をいたします。

行財政改革特別委員会では、第5回目の委員会を6月15日11時より、第2委員会室において、委員全員出席し、開催をいたしました。今回は、岩下総務課長より職員の勸奨制度の導入について、3年間くらいを特例として、思い切った年齢の引き下げ等の試案の説明を受けましたが、このことについては、職員の身分にも関わることでございますし、この問題については、慎重に取り扱おうということにいたしましたところでございます。

再度、他の町村のやり方なりを見ながら検討することといたしましたところでございます。

以上、報告終わります。

○議長（相馬俊行君） 以上で、特別委員長の報告を終わります。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） これで、本日の日程は全部終了しました。

なお、次期議会日程など運営につきましては議会運営委員会に、また、交通総合対策につきましては交通総合対策特別委員会に、議会広報につきましては議会広報特別委員会に、企業等誘致につきましては企業等誘致特別委員会に、行財政改革に

つきましては行財政改革特別委員会に、それぞれ閉会中の審査及び調査を付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相馬俊行君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会・交通総合対策特別委員会・議会広報特別委員会・企業等誘致特別委員会・行財政改革特別委員会に、それぞれ閉会中の審査及び調査を付託することに決定をしました。

-----○-----

○議長（相馬俊行君） 会議を閉じます。

平成17年第2回高森町議会定例会を閉会いたします。

お疲れでございました。

閉会 午後3時28分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

高森町議会議長

高森町議会議員

高森町議会議員

高森町議会会議録
平成17年第2回定例会

平成17年6月発行

発行人 高森町議会議長 相馬俊行
編集人 高森町議会事務局長 長尾和博
作成 株式会社アクセス

電話 (096) 372-1041

~~~~~  
高森町議会事務局

〒869-1602 阿蘇郡高森町大字高森2168

電話 (0967) 62-1111